

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ1: レビ記 第1章

レビ1:1 主はモーセを呼び、会見の幕屋からこれを告げて言われた、

レビ1:2 "イスラエルの人々に言いなさい、'あなたがたのうちだれでも家畜の供え物を主にささげるときは、牛または羊を供え物としてささげなければならない。'

レビ1:3 もしその供え物が牛の燔祭であるならば雄牛の全きものをささげなければならない。会見の幕屋の入口で、主の前に受け入れられるように、これをささげなければならない。

レビ1:4 彼はその燔祭の獣の頭に手を置かなければならない。そうすれば受け入れられて、彼のためにあがないとなるであろう。

レビ1:5 彼は主の前でその子牛をほふり、アロンの子なる祭司たちは、その血を携えてきて、会見の幕屋の入口にある祭壇の周囲に、その血を注ぎかけなければならない。

レビ1:6 彼はまたその燔祭の獣の皮をはぎ、節々に切り分かなければならない。

レビ1:7 祭司アロンの子たちは祭壇の上に火を置き、その火の上にたきぎを並べ、

レビ1:8 アロンの子なる祭司たちはその切り分けたものを、頭および脂肪と共に、祭壇の上にある火の上のたきぎの上に並べなければならない。

レビ1:9 その内臓と足とは水で洗わなければならない。こうして祭司はそのすべてを祭壇の上で焼いて燔祭としなければならない。これは火祭であって、主にささげる香ばしいかおりである。

レビ1:10 もしその燔祭の供え物が群れの羊または、やぎであるならば、雄の全きものをささげなければならない。

レビ1:11 彼は祭壇の北側で、主の前にこれをほふり、アロンの子なる祭司たちは、その血を祭壇の周囲に注ぎかけなければならない。

レビ1:12 彼はまたこれを節々に切り分かち、祭司はこれを頭および脂肪と共に、祭壇の上にある火の上のたきぎの上に並べなければならない。

レビ1:13 その内臓と足とは水で洗わなければならない。こうして祭司はそのすべてを祭壇の上で焼いて燔祭としなければならない。これは火祭であって、主にささげる香ばしいかおりである。

レビ1:14 もし主にささげるその獲物が、鳥の燔祭であるならば、山ばと、または家ばとのひなを、その供え物としてささげなければならない。

レビ1:15 祭司はこれを祭壇に携えて行き、その首を摘み破り、祭壇の上で焼かなければならない。その血は絞り出して祭壇の側面に塗らなければならない。

レビ1:16 またその餌袋は羽と共に除いて、祭壇の東の方にある灰捨場に捨てなければならない。

レビ1:17 これは、その翼を握って裂かなければならない。ただし引き離してはならない。祭司はこれを祭壇の上のたきぎの上で燔祭として焼かなければならない。これは火祭であって、主にささげる香ばしいかおりである。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ2: レビ記 第2章

レビ2:1 人が素祭の供え物を主にささげるときは、その供え物は麦粉でなければならない。その上に油を注ぎ、またその上に乳香を添え、

レビ2:2 これをアロンの子なる祭司たちのもとに携えていかなければならない。祭司はその麦粉とその油の一握りを乳香の全部とともに取り、これを記念の分として、祭壇の上で焼かなければならない。これは火祭であって、主にささげる香ばしいかおりである。

レビ2:3 素祭の残りはアロンとその子らのものになる。これは主の火祭のいと聖なる物である。

レビ2*4:

レビ2:4 あなたが、もし天火で焼いたものを素祭としてささげるならば、それは麦粉に油を混ぜて作った種入れぬ菓子、または油を塗った種入れぬ煎餅でなければならない。

レビ2:5 あなたの供え物が、もし、平鍋で焼いた素祭であるならば、それは麦粉に油を混ぜて作った種入れぬもの

でなければならない。

レビ2:6 あなたはそれを細かく砕き、その上に油を注がなければならない。これは素祭である。

レビ2:7 あなたの供え物が、もし深鍋で煮た素祭であるならば、麦粉に油を混ぜて作らなければならない。

レビ2:8 あなたはこれらの物で作った素祭を主に携えて行かななければならない。それを祭司に渡すならば、祭司はそれを祭壇に携えて行き、

レビ2:9 その素祭のうちから記念の分を取って、祭壇の上で焼かななければならない。これは火祭であって、主にささげる香ばしいかおりである。

レビ2:10 素祭の残りはアロンとその子らのものになる。これは、主の火祭のいと聖なる物である。

レビ2:11 あなたがたが主にささげる素祭は、すべて種を入れて作ってはならない。パン種も蜜も、すべて主にささげる火祭として焼いてはならないからである。

レビ2:12 ただし、初穂の供え物としては、これらを主にささげることができる。しかし香ばしいかおりとして祭壇にささげてはならない。

レビ2:13 あなたの素祭の供え物は、すべて塩をもって味をつけなければならない。あなたの素祭に、あなたの神の契約の塩を欠いてはならない。すべて、あなたの供え物は、塩を添えてささげなければならない。

レビ2:14 もしあなたが初穂の素祭を主にささげるならば、火で穂を焼いたもの、新穀の砕いたものを、あなたの初穂の素祭としなければならない。

レビ2:15 あなたはそれに油を加え、その上に乳香を置かななければならない。これは素祭である。

レビ2:16 祭司は、その砕いた物およびその油のうちから記念の分を取って、乳香の全部と共に焼かななければならない。これは主にささげる火祭である。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ3: レビ記 第3章

レビ3:1 もし彼の供え物が酬恩祭の犠牲であって、牛をささげるのであれば、雌雄いずれであっても、全きものを主の前にささげなければならない。

レビ3:2 彼はその供え物を頭に手を置き、会見の幕屋の入口で、これをほふらなければならない。そしてアロンの子なる祭司たちは、その血を祭壇の周囲に注ぎかけなければならない。

レビ3:3 彼はまたその酬恩祭の犠牲のうちから火祭を主にささげなければならない。すなわち内臓をおおう脂肪と、内臓の上のすべての脂肪、

レビ3:4 2つの腎臓とその上の腰のあたりにある脂肪、ならびに腎臓と共にとられる肝臓の上の小葉である。

レビ3:5 そしてアロンの子たちは祭壇の上で、火の上のたぎぎの上に置いた燔祭の上で、これを焼かななければならない。これは火祭であって、主にささげる香ばしいかおりである。

レビ3:6 もし彼の供え物が主にささげる酬恩祭の犠牲で、それが羊であるならば、雌雄いずれであっても、全きものをささげなければならない。

レビ3:7 もし小羊を供え物としてささげるならば、それを主の前に連れてきて、

レビ3:8 その供え物の頭に手を置き、それを会見の幕屋の前で、ほふらなければならない。そしてアロンの子たちはその血を祭壇の周囲に捧げかけなければならない。

レビ3:9 彼はその酬恩祭の犠牲のうちから、火祭を主にささげなければならない。すなわちその脂肪、背骨に接して切り取る脂尾の全部、内臓をおおう脂肪と内臓の上のすべての脂肪、

レビ3:10 2つの腎臓と共に取られる肝臓の上の小葉である。

レビ3:11 祭司はこれを祭壇の上で焼かななければならない。これは火祭であって、主にささげる食物である。

レビ3:12 もし彼の供え物が、やぎであるならば、それを主の前に連れてきて、

レビ3:13 その頭に手を置き、それを会見の幕屋の前で、ほふらなければならない。そしてアロンの子たちは、その血を祭壇の周囲に注ぎかけなければならない。

レビ3:14 彼はまたそのうちから供え物を取り、火祭として主にささげなければならない。すなわち内臓をおおう脂肪と内臓の上のすべての脂肪、

レビ3:15 2つの腎臓とその上の腰のあたりにある脂肪、ならびに腎臓と共に取られる肝臓の上の小葉である。

レビ3:16 祭司はこれを祭壇の上で焼かななければならない。これは火祭としてささげる食物であって、香ばしいかおりである。脂肪はみな主に帰すべきものである。

レビ3:17 あなたがたは脂肪と血とをいっさい食べてはならない。これはあなたがたが、すべてその住む所で、代々守るべき永久の定めである。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ4: レビ記 第4章

レビ4:1 主はまたモーセに言われた、

レビ4:2 "イスラエルの人々に言いなさい、もし人があやまって罪を犯し、主のいましめにそむいて、してはならないことの1つをした時は次のようにしなければならない。

レビ4:3 すなわち、油注がれた祭司が罪を犯して、とがを民に及ぼすならば、彼はその犯した罪のために雄の全き子牛を罪祭として主にささあげなければならない。

レビ4:4 その子牛を会見の幕屋の入口に連れてきて主の前に至り、その子牛の頭に手を置き、その子牛を主の前で、ほふらなければならない。

レビ4:5 油注がれた祭司は、その子牛の血を取って、それを会見の幕屋に携え入り、

レビ4:6 そして祭司は指をその血に浸して、聖女の垂幕の前で主の前にその血を7たび注がなければならない。

レビ4:7 祭司はまたその血を取り、主の前で会見の幕屋の中にある香ばしい薫香の祭壇の角に、それを塗らなければならない。その子牛の血の残りはことごとく会見の幕屋の入口にある燔祭の祭壇のもとに注がなければならない。

レビ4:8 またその罪祭の子牛から、すべての脂肪を取らなければならない。すなわち内臓をおおう脂肪と内臓の上のすべての脂肪、

レビ4:9 2つの腎臓とその上の腰のあたりにある脂肪、ならびに腎臓と共に取られる肝臓の上の小葉である。

レビ4:10 これを取るには酬恩祭の犠牲の雄牛から取るのと同じようにしなければならない。そして祭司はそれを燔祭の祭壇の上で焼かなければならない。

レビ4:11 その子牛の皮とそのすべての肉、およびその頭と足と内臓と汚物など、

レビ4:12 すべてその子牛の残りは、これを宿営の外の、清い場所なる灰捨場に携え出し、火をもってこれをたきぎの上で焼き捨てなければならない。すなわちこれは灰捨場で焼き捨てらるべきである。

レビ4:13 もしイスラエルの全会衆があやまちを犯し、そのことが会衆の目に隠れていても、主のいましめにそむいて、してはならないことの1つをなして、とがを得たならば、

レビ4:14 その犯した罪が現れた時、会衆は雄の子牛を罪祭としてささげなければならぬ。すなわちそれを会見の幕屋の前に連れてきて、

レビ4:15 会衆の長老たちは、主の前でその子牛の頭に手を置き、その子牛を主の前で、ほふらなければならない。

レビ4:16 そして、油注がれた祭司は、その子牛の血を会見の幕屋に携え入り、

レビ4:17 祭司は指をその血に浸し、垂幕の前で主の前に7たび注がなければならない。

レビ4:18 またその血を取って、会見の幕屋の中の主の前にある祭壇の角に、それを塗らなければならない。その血の残りはことごとく会見の幕屋の入口にある燔祭のもとに注がなければならない。

レビ4:19 またそのすべての脂肪を取って祭壇の上で焼かなければならない。

レビ4:20 すなわち祭司は罪祭の雄牛にしたように、この雄牛にも、しなければならない。こうして、祭司が彼らのためにあがないをするならば、彼らはゆるされるであろう。

レビ4:21 そして、彼はその雄牛を宿営の外に携え出し、はじめの雄牛を焼き捨てたように、これを焼き捨てなければならない。これは会衆の罪祭である。

レビ4:22 またつかさたる者が罪を犯し、あやまって、その神、主のいましめにそむき、してはならないことの1つをして、とがを得、

レビ4:23 もしその犯した罪を知るようになったときは、供え物として雄やぎの全きものを連れてきて、

レビ4:24 そのやぎの頭に手を置き、燔祭をほふる場所で、主の前にこれをほふらなければならない。これは罪祭である。

レビ4:25 祭司は指でその罪祭の血を取り、燔祭の祭壇の角にそれを塗り、残りの血は燔祭の祭壇のもとに注がなければならない。

レビ4:26 また、そのすべての脂肪は、酬恩祭の犠牲の脂肪と同じように、祭壇の上で焼かなければならない。こう

して、祭司が彼のためにその罪のあがないをするならば、彼はゆるされるであろう。

レビ4:27 また一般の人がもしあやまって罪を犯し、主のいましめにそむいて、してはならないことの1つをして、とがを得、

レビ4:28 その犯した罪を知るようになったことは、その犯した罪のために供え物として雌やぎの全きものを連れてきて、

レビ4:29 その罪祭の頭に手を置き、燔祭をほふる場所で、その罪祭をほふるなければならない。

レビ4:30 そして祭司は指でその血を取り、燔祭の祭壇の角にこれを塗り、残りの血をことごとく祭壇のもとに注がなければならない。

レビ4:31 またそのすべての脂肪は酬恩祭の犠牲から脂肪を取るのと同じように取り、これを祭壇の上で焼いて主にささげる香ばしいかおりとしなければならない。こうして祭司が彼のためにあがないをするならば、彼はゆるされるであろう。

レビ4:32 もし小羊を罪祭のために供え物として連れてくるならば、雌の全きものを連れてこなければならない。

レビ4:33 その罪祭の頭に手を置き、燔祭をほふる場所で、これをほふり、罪祭としなければならない。

レビ4:34 そして祭司の指でその罪祭の血を取り、燔祭の祭壇の角にそれを塗り、残りの血はことごとく祭壇のもとに注がなければならない。

レビ4:35 またそのすべての脂肪は酬恩祭の犠牲から小羊の脂肪を取るのと同じように取り、祭司はこれを主にささげる火祭のように祭壇の上で焼かなければならない。こうして祭司が彼の犯した罪のためにあがないをするならば、彼はゆるされるであろう。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ5: レビ記 第5章

レビ5:1 もし人が証人に立ち、誓いの声を聞きながら、その見たこと、知っていることを言わないで、罪を犯すならば、彼らはそのとがを負わなければならない。

レビ5:2 また、もし人が汚れた野獣の死体、汚れた家畜の死体、汚れた這うものの死体など、すべて汚れたものに触れるならば、そのことに気づかなくても、彼は汚れたものとなって、とがを得る。

レビ5:3 また、もしかれが人の汚れに触れるならば、その人の汚れが、どのような汚れであれ、それに気づかなくても、彼がこれを知るようになったときは、とがを得る。

レビ5:4 また、もし人がみだりに唇で誓い、悪をなそう、または善をなそうと言うならば、その人が誓ってみだりに言ったことは、それがどんなことであれ、それに気づかなくても、彼がこれを知るようになった時は、これらの1つについて、とがを得る。

レビ5:5 もしこれらの1つについて、とがを得たときは、その罪を犯したことを告白し、

レビ5:6 その犯した罪のために償いとして、雌の家畜、すなわち雌の小羊または雌やぎを主のもとに連れてきて、罪祭としなければならない。こうして祭司は彼のために罪のあがないをするであろう。

レビ5:7 もし小羊に手のとどかない時は、山ばと2羽か、家ばとのひな2羽かを、彼が犯した罪のために償いとして主に携えてきて、1羽を罪祭に、1羽を燔祭にしなければならない。

レビ5:8 すなわち、これらを祭司に携えてきて、祭司はその罪祭のものを先にささげなければならない。すなわちその頭を首の根のところで、摘み破らなければならない。ただし、切り離してはならない。

レビ5:9 そしてその罪祭の血を祭壇の側面に注ぎ、残りの血は祭壇のもとに絞り出さなければならない。これは罪祭である。

レビ5:10 また第2のものは、定めにしたがって燔祭としなければならない。こうして、祭司が彼のためにその犯した罪のあがないをするならば、彼はゆるされるであろう。

レビ5:11 もし2羽の山ばとも、2羽の家ばとのひなにも、手のとどかないときは、彼の犯した罪のために、供え物として麦粉10分の1エバを携えて、これを罪祭とそなければならない。ただし、その上に油をかけられてはならない。またその上に乳香を添えてはならない。これは罪祭だから◆

5,11-1,これは罪祭だからである。

レビ5:12 彼はこれを祭司のもとに携えて行き、祭司は一握りを取って、記念の分とし、これを主にささげる火祭のように、祭壇の上で焼かなければならない。これは罪祭である。

レビ5:13 こうして、祭司が彼のために、すなわち、彼がこれらの1つを犯した罪のために、あがないをするならば、彼はゆるされるであろう。そしてその残りは素祭と同じく、祭司に帰するであろう”。

レビ5:14 主はまたモーセに言われた、

レビ5:15 "もし人が不正をなし、あやまって主の聖なる物について罪を犯したときは、その償い年手、あなたの値積りにしたが、聖所のシケルで、銀数シケルに当たる雄羊の全きものを、群れのうちから取り、それを主に携えてきて、愆祭としなければならない。

レビ5:16 そしてその聖なる物について犯した罪のために償いをし、またその5分の1をこれに加えて、祭司に渡さなければならない。こうして祭司がその愆祭の雄羊をもって、彼もためにあがないをするならば、彼はゆるされるであろう。

レビ5:17 また人がもし罪を犯し、主のいましめにそむいて、してはならないことを1つをしたときは、たとえそれ知らなくても、彼は罪を得、そのとがを負わなければならない。

レビ5:18 彼はあなたの値積りにしたがって、雄羊の全きものを群れのうちから取り、愆祭としてこれを祭司のもとに携えてこなければならない。こうして、祭司が彼のために、すなわち彼が知らないで、しかもあやまって犯した過失のために、あがないをするならば、彼はゆるされるであろう◆

5,19,これは愆祭である。彼は確かに主の前にとがを得たからである。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ6: レビ記 第6章

レビ6:1 主はまたモーセに言われた、

レビ6:2 "もし人が罪を犯し、主に対して不正をなしたとき、すなわち預かり物、手にした質草、またはかすめた物について、その隣人を欺き、あるいはその隣人を欺き、あるいはその隣人をしえたげ、

レビ6:3 あるいは落とし物を拾い、それについて欺き、偽って誓うなど、すべて人がそれをなして罪となることを1つについて、

レビ6:4 罪を犯し、とがを得たならば、彼はそのかすめた物、しえたげて取った物、預かった物、拾った物、

レビ6:5 または偽り誓ったすべての物を返さなければならない。すなわち残りなく償い、更にその5分の1をこれに加え、彼が愆祭をささげる日に、これをその元の持ち主に渡さなければならない。

レビ6:6 彼はその償いとして、あなたの値積りにしたが、雄羊の全きものを、群れの中から取り、これを祭司のもとに携えてきて、愆祭として主にささげなければならない。

レビ6:7 こうして、祭司が主の前で彼のためにあがないをするならば、彼はそのいずれを行ってとがを得てもゆるされるであろう"。

レビ6:8 主はまたモーセに言われた、

レビ6:9 "アロンとその子たちに命じて言いなさい、'燔祭のおきては次のとおりである。燔祭は祭壇の炉の上に、朝まで夜もすがらあるようにし、そこに祭壇の火を燃え続けなければならない。

レビ6:10 祭司は亜麻布の服を着、亜麻布のももひきを身につけ、祭壇の上で焼けた燔祭の灰を取って、これを祭壇のそばに置き、

レビ6:11 その衣服を脱ぎ、ほかの衣服を着て、その灰を宿営の外の清い場所に携え出さなければならない。

レビ6:12 祭壇の上の火は、そこに燃え続け、それを消してはならない。祭司は朝ごとに、たきぎをその上に燃やし、燔祭をその上に並べ、また酬恩祭の脂肪をその上で焼かななければならない。

レビ6:13 火は絶えず祭壇の上に燃え続け、これを消してはならない。

レビ6:14 素祭のおこては次のとおりである。アロンの子たちはそれを祭壇の前にささげなければならない。

レビ6:15 すなわち素祭の上にある全部の乳香と共に取って、祭壇の上で焼き、香ばしいかおりとし、記念の分として主にささげなければならない。

レビ6:16 その残りはアロンとその子たちが食べなければならない。すなわち、種を入れずに聖なる所で食べなければならない。会見の幕屋の庭でこれを食べなければならない。

レビ6:17 これは種を入れて焼いてなければならない。わたしはこれをわたしの火祭のうちから彼らの分として与える。これは罪祭および愆祭と同様に、いと聖なるものである。

レビ6:18 アロンの子たちのうち、すべての男子はこれを食べることができる。これは主にささげる火祭のうちから、あなたがたが代々永久に受けるように定められた分である。すべてこれに触れるものは聖となるであろう"。

レビ6:19 主はまたモーセに言われた、

レビ6:20 "アロンとその子たちが、アロンの油注がれる日に、主にささぐべき供え物は次のとおりである。すなわち

麦粉10分の1エバを、絶えずささげる素祭とし、半ばは朝に、半ばは夕にささげなければならない。

レビ6:21 それは油をよく混ぜて平鍋で焼き、それを携えてきて、細かく砕いた素祭とし、香ばしいかおりとして、主にささげなければならない。

レビ6:22 彼の子たちのうち、油注がれて彼について祭司となる者は、これをささげなければならない。これは永久に主に帰する分として、全く焼きつくすべきものである。

レビ6:23 すべて祭司の素祭は全く焼きつくすべきものであって、これを食べてはならない”。

レビ6:24 主はまたモーセに言われた、

レビ6:25 “アロンとその子たちに言いなさい、‘罪祭のおきては次のとおりである。罪祭は燔祭をほふる場所で、主の前にほふるなければならない。これはいと聖なる物である。

レビ6:26 罪のためにこれをささげる祭司が、これを食べなければならない。すなわち危険の幕屋の庭の聖なる所で、これを食べなければならない。

レビ6:27 すべてその肉に触れる者は聖となるであろう。もしその血が衣服にかかったならば、そのかかったものは聖なる所で洗わなければならない。

レビ6:28 またそれを煮た土の器は砕かなければならない。もし青銅の器で煮たのであれば、それはみがいて、水で洗わなければならない。

レビ6:29 祭司たちのうちのすべての男子は、これを食べることができる。これをいと聖なるものである。

レビ6:30 しかし、その血を会見の幕屋に携えていって、聖所であがないに用いた罪祭を食べてはならない。これは火で焼き捨てなければならない。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ7: レビ記 第7章

レビ7:1 愆祭のおきては次のとおりである。それはいと聖なる者である

レビ7:2 愆祭は燔祭をほふる場所でほふるしなければならない。そして祭司はその血を祭壇の周囲に注ぎかけ、

レビ7:3 そのすべての脂肪をささげなければならない。すなわち脂尾、内臓をおおう脂肪、

レビ7:4 2つの腎臓とその上の腰のあたりにある脂肪、腎臓と共に取られる肝臓のうえの小葉である。

レビ7:5 祭司はこれを祭壇の上で焼いて、主に火祭としなければならない。これは愆祭である。

レビ7:6 祭司たちのうちのすべての男子は、これをたべることができる。これは聖なる所で食べなければならない。これはいと聖なる物である。

レビ7:7 罪祭も愆祭も、そのおきては1つであって、異なるところはない。これは、あがないをなす祭司に帰する。

レビ7:8 人が携えてくる燔祭をささげる祭司、その祭司にそのささげる燔祭のものの皮に帰する。

レビ7:9 すべて天火で焼いた素祭、またすべて深鍋で作ったものは、これをささげる祭司に帰する。

レビ7:10 すべて素祭は、油を混ぜたものも、乾いたものも、アロンのすべての子たちにひとしく帰する。

レビ7:11 主にささぐべき酬恩祭の犠牲のおきては次のとおりである。

レビ7:12 もしこれを感謝のためにささげるのであれば、油を混ぜた種入れぬ菓子と、油を塗った種入れぬ煎餅と、よく混ぜた麦粉に油を混ぜて作った菓子とを、感謝の犠牲に合わせてささげなければならない。

レビ7:13 また種を入れたパンの菓子をその感謝をその感謝のための酬恩祭の犠牲に合わせ、供え物としてささげなければならない。

レビ7:14 すなわちこのすべての供え物のうちから、菓子1つずつを取って主にささげなければならない。これは酬恩祭の血を注ぎかける祭司に帰する。

レビ7:15 その感謝のための酬恩祭の犠牲の肉は、その供え物をささげた日のうちにたべなければならない。少しでも明るく朝まで残して置いたはならない。

レビ7:16 しかし、その供え物の犠牲がもし請願の供え物、または自発の供え物であるならば、その犠牲をささげた日のうちにそれを食べ、その残りはまた明るく日に食べることができる。

レビ7:17 ただし、その犠牲の肉の残りは3日目には火で焼き捨てなければならない。

レビ7:18 もしその酬恩祭の犠牲の肉を3日目に少しでも食べるならば、それは受け入れられず、またその供え物と見なされず、かえって忌むべき者となるであろう、そしてそれを食べた者はとがを負わなければならない。

レビ7:19 その肉がもし汚れた物に触れるならば、それを食べることなく、火で焼き捨てなければならない。犠牲の肉はすべて清い者がこれを食べることができる。

レビ7:20 もし人がその身に汚れがあるのに、主にささげた酬恩祭の犠牲の肉を食べるならば、その人は民のうちから断たれるであろう。

レビ7:21 また人がもしすべて汚れたもの、すなわち人の汚れ、あるいは汚れた獣、あるいは汚れた這うものに触れながら、主にささげた酬恩祭の犠牲の肉をたべるならば、その人は民のうちから断たれるであろう”。

レビ7:22 主はまたモーセに言われた、

レビ7:23 ”イスラエルの人々に言いなさい、‘あなたがたはすべて牛、羊、やぎの脂肪を食べてはならない。

レビ7:24 自然に死んだ獣の脂肪および裂き殺された獣の脂肪は、さまざまのことに使ってもよい。しかし、それは決して食べてはならない。

レビ7:25 だれでも火祭として主にささげる獣の脂肪を食べるならば、これを食べる人は民のうちから断たれるであろう。

レビ7:26 またあなたがたはすべてその住む所で、鳥にせよ、獣にせよ、すべてその血を食べてはならない。

レビ7:27 だれでもすべて血を食べるならば、その人は民のうちから断たれるであろう”。

レビ7:28 主はまたモーセに言われた、

レビ7:29 ”イスラエルの人々に言いなさい、‘酬恩祭の犠牲を主にささげる者は、その酬恩祭の犠牲のうちから、その供え物を主に携えてこなければならない。

レビ7:30 主の火祭は手ずからこれを携えてこなければならない。すなわちその脂肪と胸とを携えてきて、その胸を主の前に揺り動かして、揺祭としなければならない。

レビ7:31 そして祭司はその脂肪を祭壇の上で焼かなければならない。その胸はアロンとその子たちに帰する。

レビ7:32 あなたがたの酬恩祭の犠牲のうちから、その右のももを挙さいとして、祭司に与えなければならない。

レビ7:33 アロンの子たちのうち、酬恩祭の血と脂肪とをささげる者は、その右のももを自分の分として、獲るであろう。

レビ7:34 わたしはイスラエルの人々の酬恩祭の犠牲のうちから、その揺祭の胸と挙祭のももを取って、祭司アロンとその子たちに与え、これをイスラエルの人々から永久に彼らの浮くべき分とする。

レビ7:35 これは主の火祭のうちから、アロンの受ける分と、その子たちの受ける分とであって、祭司の職をなすため、彼らが主にささげられた日に定められたのである。

レビ7:36 すなわち、これは彼らに油を注ぐ日に、イスラエルの人々が彼らに与えるように、主が命じられたものであって、代々永久に受くべき分である”。

レビ7:37 これは燔祭、素祭、罪祭、愆祭、任職祭、酬恩祭のぎせいのおきてである。

レビ7:38 すなわち、主がシナイの荒野においてイスラエルの人々にその供え物を主にささげることを命じられた日に、シナイ山でモーセに命じられたものである。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ8: レビ記 第8章

レビ8:1 主はまたモーセに言われた、

レビ8:2 ”あなたはアロンとその子たち、およびその衣服、注ぎ油、罪祭の子牛、雄羊2頭、種入れぬパン1かごを取り、

レビ8:3 また全会衆を会見の幕屋の入口に集めなさい”。

レビ8:4 モーセは主が命じられたようにした、そして会衆は会見の幕屋の入口に集まった。

レビ8:5 そこでモーセは会衆にむかって言った、”これは主があなたがたにせよと命じられたことである”。

レビ8:6 そしてモーセはアロンとその子たちを連れてきて、水で彼らを洗い清め、

レビ8:7 アロンに服を着させ、帯をしめさせ、衣をまとわせ、エボデを着けさせ、エボデの帯をしめさせ、それをもってエボデを身につけ、

レビ8:8 また胸当を着けさせ、その胸にウリムとトンミムを入れ、

レビ8:9 その頭に帽子をかぶらせ、その帽子の前に金の板、すなわち聖なる冠をつけさせた。主がモーセに命じられたとおりでである。

レビ8:10 モーセはまた注ぎ油を取り、幕屋とそのうちのすべての物に油を注いでこれを聖別し、

レビ8:11 かつ、それを7たび祭壇に注ぎ、祭壇とそのもろもろの器、洗盤とその台に油を注いでこれを聖別し、

レビ8:12 また注ぎ油をアロンの頭に注ぎ、彼に油を注いでこれを聖別した。

レビ8:13 モーセはまたアロンの子たちを連れてきて、服を彼らに着させ、帯を彼らにしめさせ、頭巾を頭に巻かせた。主がモーセに命じられたとおりである。

レビ8:14 彼はまた罪祭の雄牛を連れてこさせ、アロンとその子たちは、その罪祭の雄牛の頭の手を置いた。

レビ8:15 モーセはこれをほふり、その血を取り、指をもってその血を祭壇の4すみの角につけて祭壇を清め、また残りの血を祭壇のもとに注いで、これを聖別し、これがためにあがないをした。

レビ8:16 モーセはまたその内臓の上のすべての脂肪、肝臓の小葉、2つの腎臓とその脂肪とを取り、これを祭壇の上で焼いた。

レビ8:17 ただし、その雄牛の皮と肉と汚物は宿営の外で、火をもって焼き捨てた。主がモーセに命じられたとおりである。

レビ8:18 彼はまた燔祭を連れてこさせ、アロンとその子たちは、その雄羊の頭に手を置いた。

レビ8:19 モーセはこれをほふって、その血を祭壇の周囲に注ぎかけた。

レビ8:20 そして、モーセはその雄羊を節々に切り分ち、その頭と切り分けたものと脂肪とを焼いた。

レビ8:21 またモーセは水でその内臓と足とを洗い、その雄羊をことごとく祭壇の上で焼いた。これは香ばしいかおりのために燔祭であって、主にささげる火祭である。主がモーセに命じられたとおりである。

レビ8:22 彼はまたほかの雄羊、すなわち任職の雄羊を連れてこさせ、アロンとその子たちは、その雄羊の頭に手を置いた。

レビ8:23 モーセはこれをほふり、その血を取って、アロンの右の耳たぶと、右手の親指と、右足の親指とにつけた。

レビ8:24 またモーセはアロンの子たちを連れてきて、その血を彼らの右手の親指と、右足の親指とにつけた。そしてモーセはその残りの血を、祭壇の周囲に注ぎかけた。

レビ8:25 彼はまたその脂肪、すなわち油尾、内臓の上のすべての脂肪、肝臓の小葉、2つの腎臓とその脂肪、ならびにその右のももを取り、

レビ8:26 また主の前にある種入れぬパンのかごから種入れぬ菓子1つと、油を入れたパンの菓子1つと、煎餅1つを取って、かの脂肪と右のものの上に載せ、

レビ8:27 これをすべてアロンの手と、その子たちの手に渡し、主の前に揺り動かさせて燔祭とした。

レビ8:28 そしてモーセはこれを彼らの手から取り、祭壇の上で燔祭と共に焼いた。これは香ばしいかおりとする任職の供え物であって、主にささげる火祭である。

レビ8:29 そしてモーセはその胸を取り、主の前にこれを揺り動かして燔祭とした。これは任職の雄羊のうちモーセに帰すべき分であった。主がモーセに命じられたとおりである。

レビ8:30 モーセはまた注ぎ油と祭壇の上の血とを取り、これをアロンとその服、またその子たちとその服とに注いで、アロンとその子たちと、その服とを聖別した。

レビ8:31 モーセはまたアロンとその子たちに言った、“会見の幕屋の入口でその肉を煮なさい。そして任職祭のかごの中のパンと共に、それをその所で食べなさい。これは‘アロンとその子たちが食べなければならない、と言え’とわたしが命じられたとおりである。

レビ8:32 あなたがたはその肉とパンの残ったものを火で焼き捨てなければならない。

レビ8:33 あなたがたはその任職祭の終わる日まで7日の間、会見の幕屋の入口から出てはならない。あなたがたの任職は7日を要するからである。

レビ8:34 きょう行ったように、あなたがたのために、あがないをせよ、と主はお命じになった。

レビ8:35 あなたがたは会見の幕屋の入口に7日の間、日夜とどまり、主の仰せを守って、死ぬことのないようにしなければならない。わたしはそのように命じられたからである”。

レビ8:36 アロンとその子たちは主がモーセによってお命じになったことを、ことごとく行った。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ9: レビ記 第9章

レビ9:1 8日目になって、モーセはアロンとその子たち、およびイスラエルの長老たちを呼び寄せ、

レビ9:2 アロンに言った、“あなたは雄の子牛の全きものを罪祭のために取り、また雄羊の全きものを燔祭のために取って、主の前にささげなさい。

レビ9:3 あなたがたはまたイスラエルの人々に言いなさい、‘あなたがたは雄やぎを罪祭のために取り、また1歳の

全き子牛と小羊とを燔祭のために取りなさい、

レビ9:4 また主の前にささげる酬恩祭のために雄牛と小羊とを取り、また油を混ぜた素祭を取りなさい。主がきょうあなたがたに現れたもうからである”。

レビ9:5 彼らはモーセが命じたものを会見の幕屋の前に携えてきた。会衆がみな近づいて主の前に立ったので、

レビ9:6 モーセは言った、“これは主があなたがたに、せよと命じられたことである。こうして主の栄光はあなたがたに現れるであろう”。

レビ9:7 モーセはまたアロンに言った、“あなたは祭壇に近づき、あなたのざいさいとはんさいをささげて、あなたのため、また民のためにあがないをし、また民の供え物をささげて、彼らのためにあがないをし、すべて主がお命じになったようにしなさい”。

レビ9:8 そこでアロンは祭壇に近づき、自分のための罪祭の子牛をほふった。

レビ9:9 そしてアロンの子たちは、その血を彼のもとに携えてきたので、彼は指をその血に浸し、それを祭壇の角につけ、残りの血を祭壇のもとに注ぎ、

レビ9:10 また罪祭の脂肪と肝臓の小葉を祭壇の上で焼いた。主がモーセに命じられたとおりである。

レビ9:11 またその肉と皮とは宿営の外で火をもって焼き捨てた。

レビ9:12 彼はまた燔祭の獣をほふり、アロンの子たちがその血を彼に渡したので、これを罪祭の周囲に注ぎかけた。

レビ9:13 彼らがまた燔祭のもの、すなわち、その切り分けたものと頭とを彼に渡したので、彼はこれを祭壇の上で焼いた。

レビ9:14 またその内臓と足を洗い、罪祭の上で燔祭と共にこれを焼いた。

レビ9:15 彼はまた民の供え物をささげ、すなわち、民のための罪祭のやぎを取ってこれをほふり、前のようにこれを罪のためにささげた。

レビ9:16 また燔祭をささげた。すなわちこれを定めのようにささげた。

レビ9:17 また素祭をささげ、そのうちから一握りを取り、朝の燔祭に加えて、これを祭壇の上で焼いた。

レビ9:18 彼はまた民のためにささげる酬恩祭の犠牲の雄牛と小羊とをほふり、アロンの子たちがその血を彼に渡したので、彼はこれを祭壇の周囲に注ぎかけた。

レビ9:19 またその雄牛と小羊との脂肪、すなわち、脂尾、内臓をおおうもの、腎臓、肝臓の小葉。

レビ9:20 これらの脂肪をかれらはその胸の上に載せて携えてきたので、彼はその脂肪を祭壇の上で焼いた。

レビ9:21 その胸と右のもとは、アロンが主の前に揺り動かした。モーセが命じたとおりである。

レビ9:22 アロンは民にむかって手をあげて、彼らを祝福し、罪祭、燔祭、酬恩祭をささげ終わって降りた。

レビ9:23 モーセとアロンは会見の幕屋に入り、また出てきて民を祝福した。そして主の栄光はすべての民に現れ、

レビ9:24 主の前から火が出て、祭壇の上の燔祭と脂肪とを焼きつくした。民はみな、これを見て喜びよばわり、そしてひれ伏した。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ10: レビ記 第10章

レビ10:1 さてアロンの子ナダブとアビフとは、おのおのその香炉を取って火をこれに入れ、薫香をその上に盛って、異火を主の前にささげた。これは主の命令に反することであったので、

レビ10:2 主の前から火が出て彼らを焼き滅ぼし、彼らは主の前に死んだ。

レビ10:3 その時モーセはアロンに言った、“主は、こう仰せられた。すなわち‘わたしは、わたしに近づく者のうちに、わたしの聖なることを示し、すべての民の前に栄光を現すであろう’”。アロンは黙っていた。

レビ10:4 モーセはアロンの叔父ウジエルの子ミシヤエルとエルザパンとを呼び寄せて彼らに言った、“近寄って、あなたの兄弟たちを聖所の前から、宿営の外に運び出さなさい”。

レビ10:5 彼らは近寄って、彼らをその服のまま宿営の外に運び出し、モーセの言ったようにした。

レビ10:6 モーセはまたアロンおよびその子エレアザルとイタマルとに言った、“あなたがたは髪の毛を乱し、また衣服を裂いてはならない。あなたがたが死ぬことのないため、また主の怒りが、すべての会衆に及ぶことのないためである。ただし、あなたがたの兄弟イスラエルの全家は、主が

10,6-1,主が火をもって焼き滅ぼしたことを嘆いてもよい。

レビ10:7 また、あなたがたは死ぬことのないように、会見の幕屋の入口から外へ出てはならない。あなたがたの上に主の注ぎ脂があるからである”。彼らはモーセの言葉のとおりにした。

レビ10:8 主はアロンに言われた、

レビ10:9 “あなたも、あなたの子たちも会見の幕屋にはいる時には、死ぬことのないように、ぶどう酒と濃い酒を飲んでほならない。これはあなたがたが代々永く守るべき定めとしなければならない。

レビ10:10 これはあなたがたが聖なるものと俗なるもの、汚れたものと清いものとの区別をすることができるため、

レビ10:11 また主がモーセによって語られたすべての定めを、イスラエルの人々に教えることができるためである”。

レビ10:12 モーセはまたアロンおよびその残っている子エレアザルとイタマルとに言った、“あなたがたは主の火祭のうちから素祭の残りを取り、パン種を入れずに、これを祭壇のかたわらで食べなさい。これはいと聖なる物である。

レビ10:13 これは主の火祭のうちからあなたの受ける分、またあなたの子たちの受ける分であるから、あなたがたはこれを聖なる所で食べなければならない。わたしはこのように命じられたのである。

レビ10:14 また揺り動かした胸とささげたもとは、あなたとあなたのむすこ、娘たちがこれを清い所で食べなければならない。これはイスラエルの人々の酬恩祭の犠牲の中からあなたの分、あなたの子たちの分として与えられるものだからである。

レビ10:15 彼らはそのささげたもとも揺り動かした胸とを、火祭の脂肪と共に携えてきて、これを主の前に揺り動かして揺祭としなければならない。これは主がお命じになったように、長く受くべき分としてあなたと、あなたの子たちに帰するであろう”。

レビ10:16 さてモーセは罪祭のやぎを、ていねいに捜したが、見よ、それがすでに焼かれていたので、彼を残っているアロンの子エレザルとイタマルとにむかい、怒って言った

レビ10:17 あなたがたは、なぜ罪祭のものを聖なる所で食べなかったのか。これはいと聖なる物であって、あなたがたが会衆の罪を負って、彼らのために主の前にあがないをするため、あなたがたに賜った物である。

レビ10:18 見よ、その血は聖所の中に携え入れなかった。その肉はわたしが命じたように、あなたがたは必ずそれを聖なる所で食べるべきであった”。

レビ10:19 アロンとモーセに言った、“見よ、きょう、彼らはその罪祭と燔祭とを主の前にささげたが、このような事がわたしに臨んだ。もしわたしが、きょう罪祭のものを食べたとしたら、主はこれを良しとせられたであろうか”。

レビ10:20 モーセはこれを聞いて良しとした。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ11: レビ記 第11章

レビ11:1 主はまたモーセとアロンに言われた、

レビ11:2 “イスラエルに人々に言いなさい、‘地にあるすべての獣のうち、あなたがたの食べることができる動物は次のとおりである。

レビ11:3 獣のうち、すべてひずめの分かれたもの、すなわち、ひずめの全く切れたもの、反すうものは、これを食べることができる。

レビ11:4 ただし、反すうするもの、またはひずめの分かれたものうち、次のものは食べてはならない。すなわち、らくだ、これは、反すうするけれども、ひずめが分かれていないから、あなたがたには汚れたものである。

レビ11:5 岩たぬき、これは、反すうするけれども、ひずめがわかれていないから、あなたがたは汚れたものである。

レビ11:6 野うさぎ、これは、反すうするけれども、ひずめが分かれていないから、あなたがたには汚れたものである。

レビ11:7 豚、これは、ひずめが分かれており、ひずめが全く切れているけれども、反すうすることをしないから、あなたがたは汚れたものである。

レビ11:8 あなたがたは、これらのものの肉を食べてはならない。またその死体に触れてはならない。これらは、あなたがたには汚れたものである。

レビ11:9 水のなかにいるすべてのもののうち、あなたがたの食べることができるものは次のとおりである。すなわち、海でも、川でも、すべての水の中にあるもので、ひれと、うろこのあるものは、これを食べることができる。

レビ11:10 すなわち水に群がるもの、またすべての水の中にある生き物のうち、すなわち、すべて海、また川にいて、ひれとうろこのないものは、あなたがたに忌むべきものである。

レビ11:11 鱷へあなたがたに忌むべきものであるから、あなたがたはその肉を食べてはならない。またその死体は忌むべきものとしなければならない。すべて水の中にいて、ひれも、うろこもないものは、あなたがたに忌むべきものである。

レビ11:12 すべて水の中にいて、ひれも、うろこもないものは、あなたがたに忌むべきものである。

レビ11:13 鳥のうち、次のものは、あなたがたに忌むべきものとして、食べてはならない。それは忌むべきものである。すなわち、はげわし、ひげはげわし、みさご、

レビ11:14 とび、はやぶさの類

レビ11:15 もろもろのからすの類、

レビ11:16 だちょう、よたか、かもめ、たかの類、

レビ11:17 ふくろう、う、みみずく、

レビ11:18 むらさきばん、ペリカン、はげたか、

レビ11:19 こうのとり、さげの類、やつがしら、こうもり。

レビ11:20 また羽があって4つの足で歩くすべての這うものは、あなたがたに忌むべきものである。

レビ11:21 ただし、羽があって、4つの足で歩くすべての這うもののうち、その足のうえに、跳ね足があり、それで地の上をはねるものは食べることができる。

レビ11:22 すなわち次のものは食べることができる。移住いなごの類、遍歴いなごの類、大いなごの類、小いなごの類である。

レビ11:23 しかし、羽があって4つの足で歩く、そのほかのすべての這うものは、あなたがたに忌むべきものである。

レビ11:24 スがたは次の場合に汚れたものとなる。すなわち、すべてこれらのものの死体に触れる者は夕まで汚れる。

レビ11:25 すべてこれらのものの死体を運ぶ者は、その衣服を洗わなければならない。彼は夕まで汚れる。

レビ11:26 すべてひずめの分かれた獣で、その切れ目の切れていないもの、また、半すうすることをしないものは、あなたがたに汚れたものである。すべて、これに触れる者は汚れる。

レビ11:27 すべて4つの足で歩く獣のうち、その足の裏のふくらみで歩くものは皆あなたがたに汚れたものである。すべてその死体に触れる者は夕まで汚れる。

レビ11:28 その死体を運ぶ者は、その衣服を洗わなければならない。彼は夕まで汚れる。これらは、あなたがたに汚れたものである。

レビ11:29 地にはう這うものうち、次のものはあなたがたに汚れたものである。すなわち、もぐらねずみ、とびねずみ、とげ尾とかげの類、

レビ11:30 やもり、大とかげ、とかげ、すなとかげ、カメレオン。

レビ11:31 もろもろの這うものうち、これらはあなたがたに汚れたものである。すべてそれらのものが死んで、それに触れる者は夕まで汚れる。

レビ11:32 またそれらのものが死んで、それが落ちかかった物はすべて汚れる。木の器であれ、衣服であれ、皮であれ、袋であれ、およそ仕事に使う器はそれを水に入れなければならない。それは夕まで汚れているが、そのうち清くなる。

レビ11:33 またそれらのものが、土の器の中に落ちたならば、その中にあるものは皆汚れる。あなたがたはその器をこわさなければならない。

レビ11:34 またすべてその中にある食物で、水分のあるものは汚れる。またすべてのそのような器の中にある飲み物も皆汚れる。

レビ11:35 またそれらのものの死体が落ちかかったならば、その物はすべて汚れる。天火であれ、かまどであれ、それをこわさなければならない。これは汚れたもので、あなたがたに汚れたものとなる。

レビ11:36 ただし、泉、あるいは水に集まった水たまりは汚れない。しかし、その死体に触れる物は汚れる。

レビ11:37 それらのものの死体が、まく種の上にも落ちて、それは汚れない。

レビ11:38 ただし、種の上に水がかかっている、その上にそれらのものの死体が、落ちるならば、それはあなたがたに汚れたものとなる。

レビ11:39 あなたがたの食べる獣が死んだ時、その死体に触れる者は夕まで汚れる。

レビ11:40 その死体を食べる者は、その衣服を洗わなければならない。夕まで汚れる。その死体を運ぶ者も、その衣服を洗わなければならない。夕まで汚れる。

レビ11:41 すべて血にはう這うものは忌むべきものである。これを食べてはならない。

レビ11:42 すべて腹ばいで行くもの、4つ足で歩くもの、あるいは多くの足をもつもの、すねわち、すべて地をはう這うものは、あなたがたはこれを食べてはならない。それらは忌むべきものだからである。

レビ11:43 あなたがたはすべての這うものによって、あなたがたの身を忌むべきものとしてはならない。また、これをもって身を汚し、あるいはこれによって汚しされてはならない。

レビ11:44 わたしはあなたがたの神、主であるから、あなたがたはおのれを聖別し、聖なる者とならなければならない。わたしは聖なる者である。地にはう這うものによって、あなたがたの

レビ11:45 わたしはあなたがたの神となるため、あなたがたをエジプトの国から導き上った主である。わたしは聖なる者であるからあなたがたは聖なる者とならなければならない。”。

レビ11:46 これは獣と鳥と、水の中にしてすべての生き物と、地に這うすべてのものに関するおきてであって、

レビ11:47 汚れたものと清いもの、食べられる生き物と、食べられない生き物とを区別するものである。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ12: レビ記 第12章

レビ12:1 主はまたモーセに言われた、

レビ12:2 イスラエルの人々に言いなさい、'女がもし身ごもって男の子を産めば、7日のあいだ汚れる。すなわち、月のさわりの日かずほど汚れるであろう。

レビ12:3 8日目にはそのこの前の皮に割礼を施さなければならない。

レビ12:4 その女はなお、血の清めに33日を経なければならない。その清めの日の満ちるまでは、聖なる物に触れてはならない。また聖なる所には行ってはならない。

レビ12:5 もし女の子を産めば、2週間、月のさわりと同じように汚れる。その女はなお、血の清めに66日を経なければならない。

レビ12:6 男の子または女の子についての清めの日が満ちるとき、女は燔祭のために1歳の小羊、罪祭のために家ばとのひな、あるいは山ばとを会見の幕屋の入口の、祭司のもとに、携えてこなければならない。

レビ12:7 祭司はこれを主の前にささげて、その女のために、あがないをしなければならない。こうして女は出血の汚れが清まるであろう。これは男の子または女の子を産んだ女のためのおきてである。

レビ12:8 もしその女が小羊に手の届かないときは、山ばと2羽か、家ばとのひな2羽かを取って、1つを燔祭、1つを罪祭とし、こうして女は清まるであろう”。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ13: レビ記 第13章

レビ13:1 主はまたモーセに言われた、

レビ13:2 "人がその身の皮に腫、あるいは吹出物、あるいは光る所ができ、これがその身の皮にらひ病の患部のようになるならば、その人を祭司アロンまたは、祭司なるアロンの子たちのひとりのもとに、連れていかなければならない。

レビ13:3 祭司はその身の皮の患部を見、その患部の毛がもし白く変り、かつ患部が、その身の皮よりも深く見えるならば、それはらひ病の患部である。祭司は彼を見て、これを汚れた者としなければならない。

レビ13:4 もしまたその身の皮の光る所が白くて、皮よりも深く見え、また毛も白く変わっていないならば、祭司はその患者を7日のあいだ留め置かなければならない。

レビ13:5 7日目に祭司はこれを見て、もし患部の様子に変わりなく、また患部が皮に広がっていないならば、祭司はその人をさらに7日のあいだ留め置かなければならない。

レビ13:6 7日目に祭司は再びその人を見て、患部がもし薄らぎ、また患部が広がっていないならば、祭司はこれを清い者としなければならない。これは吹出物である。その人は衣服を洗わなければならない。そして清くなるであろう。

レビ13:7 しかし、その人が祭司に見せて清い者とされた後に、その吹出物が皮に広くひろがるならば、再び祭司にその身を見せなければならない。

レビ13:8 祭司はこれを見て、その吹出物が皮に広がっているならば、祭司はその人を汚れた者としなければならない。これはらひ病である。

レビ13:9 もし人にらい病の患部があるならば、その人は祭司のもとに連れて行かなければならない。

レビ13:10 祭司がこれを見れば、その皮に白い腫があり、その毛も白く変り、かつその腫に生きた生肉が見えるならば、

レビ13:11 これは古いらい病がその身の皮にあるのであるから、祭司はその人を汚れた者としなければならぬ。その人は汚れた者であるから、これを留め置くに及ばぬ。

レビ13:12 もしらい病が広く皮に出て、そのらい病が、その患者の皮を頭から足まで、ことごとくおおい、祭司の見るところすべてに及んでおれば、

レビ13:13 祭司はこれを見、もしらい病がその身をことごとくおおうておれば、その患者を清い者としなければならぬ。それはことごとく白く変ったから、彼は清い者である。

レビ13:14 しかし、もし生肉がその人に現れておれば、汚れたものである。

レビ13:15 祭司はその生肉を見て、その人を汚れた者としなければならぬ。生肉は汚れたものであって、それはらい病である。

レビ13:16 もしまたその生肉が再び白く変るならば、その人は祭司のもとに行かなければならぬ。

レビ13:17 祭司はその人を見て、もしその患部が白く変つておれば、祭司はその患部を清い者としなければならぬ。その人は清い者である。

レビ13:18 また身の皮に腫物があったが、直つて、

レビ13:19 その腫物の場所に白い腫、または赤みをおびた白い光る所があれば、これを祭司に見せなければならぬ。

レビ13:20 祭司はこれを見て、もし皮より低く見栄、その毛が白く変つていれば、祭司はその人を汚れた者としなければならぬ。それは腫物に起つたらい病の患部でからである。

レビ13:21 しかし、祭司がこれを見て、もしその所に白い毛がなく、また皮より低い所がなく、かえつて薄らいでいるならば、祭司はその人を7日のあいだ留め置かなければならぬ。

レビ13:22 そしてもし皮に広くひろがつているならば、祭司はその人を汚れた者としなければならぬ。それは患部だからである。

レビ13:23 しかし、その光る所がもしその所にとどまつて広がらなければ、それは腫物の跡である。祭司はその人を清い者とそなければならぬ。

レビ13:24 また身の皮にやけどがあつて、そのやけどの生きた肉がもし赤みをおびた白、または、ただ白くて光る所となるならば、

レビ13:25 祭司はこれを見なければならぬ。そしてもし、その光る所にある毛が白く変つて、そこが皮よりも深く見えるならば、これはやけどに生じたい病である。祭司はその人を汚れた者としなければならぬ。これはらい病の患部だからである。

レビ13:26 けれども祭司がこれを見て、その光る所に毛がなく、また皮よりも低い所がなく、また皮よりも低い所がなく、かえつて薄らいでいるならば、祭司はその人を7日のあいだ留め置き、

レビ13:27 7日に祭司は彼を見なければならぬ。まし皮に広くひろがつているならば、祭司はその人を汚れた者としなければならぬ。これはらい病の患部でからである。

レビ13:28 もしその光る所が、その所にとどまつて、皮に広がらずに、かえつて薄らいでいるならば、これはやけどの腫である。祭司はその人を清い者としなければならぬ。これはやけどの跡だからである。

レビ13:29 男あるいは女がもし、頭またはあごに幹部臥床じたならば、

レビ13:30 祭司はその患部を見なければならぬ。もしそれが皮よりも深く見え、またそこに黄色の細い毛があるならば、祭司はその人を汚れた者としなければならぬ。それはかいせんであつて、頭またはあごのらい病だからである。

レビ13:31 また祭司がそのかいせんの患部を見て、もしそれが皮よりも深く見えず、またそこに黒い毛がないならば、祭司はそのかいせんの患者を7日のあいだ留め置き、

レビ13:32 7日に祭司はその患部をみななければならぬ。そのかいせんがもし広がらず、またそこに黄色の毛がなく、そのかいせんが皮よりも深く見えないならば、

レビ13:33 その人は身をそらなければならぬ。ただし、そのかいせんをそつてはならぬ。祭司はそのかいせんのある者をさらに7日のあいだ留め置き、

レビ13:34 7日に祭司はそのかいせんを見なければならぬ。もしそのかいせんが皮に広がらず、またそれが皮よりも深く見えないならば、祭司はその人を清い者としなければならぬ。その人はまたその衣服を洗らわなければならぬ。そして清くなるであらう。

レビ13:35 そかそ、もし彼が清い者とされた後に、そのかいせんが、皮に広くひろがるならば、

レビ13:36 祭司はその人を見なければならぬ。もしそのかいせんが皮に広がっているならば、祭司は黄色の毛

を捜すまでもなく、その人は汚れた者である。

レビ13:37 しかし、もしそのかいせんの様子に変わりなく、そこに黒い毛が生じているならば、そのかいせんは直ったので、その人は清い。祭司はその人を清い者としなければならない。

レビ13:38 また男あるいは女がもし、その身の皮に光る所、すなわち白い光る所があるならば、

レビ13:39 祭司はこれを見なければならない。もしその身の皮の光る所が、鈍い白であるならば、これはただ白せんがその皮に生じたのであって、その人は清い。

レビ13:40 人がもしその頭から毛が抜け落ちても、それがはげなければ清い。

レビ13:41 もしその額の毛が抜け落ちても、それが額のはげならば清い。

レビ13:42 けれども、もしそのはげ頭または、はげ額に赤みをおびた白い患部があるならば、それはそのはげ頭または、はげ額にらい病が発したのである。

レビ13:43 祭司はこれを見なければならない。もしそのはげ頭または、はげ額の患部の腫が白く赤みをおびて、身の皮にらい病があらわれているならば、

レビ13:44 その人はらい病に冒された者であって、汚れた者である。祭司はその人を確かに汚れた者としなければならない。患部が頭にあるからである。

レビ13:45 患部のあるらい病人は、その衣服を裂き、その頭を現し、その口ひげをおおって‘汚れた者、汚れた者’と呼ばなければならない。

レビ13:46 その患部が身にある日の間は汚れた者としなければならない。その人は汚れた者であるから、離れて住まなければならない。すなわち、そのすまいは宿営の外でなければならない。

レビ13:47 また衣服にらい病が生じた時は、それが羊毛の衣服であれ、亜麻の衣服であれ、

レビ13:48 あるいは亜麻または羊毛の縦糸であれ、横糸であれ、あるいは皮であれ、皮で作ったどのような物であれ、

レビ13:49 もしその衣服あるいは皮、あるいは縦糸、あるいは横糸、あるいは皮で作ったどのような物であれ、その患部が青みをおびているか、あるいは赤みをおびているならば、これはらい病の患部である。これを祭司に見せなければならない。

レビ13:50 祭司はその患部を見て、その患部のある物を7日のあいだ留め置き、

レビ13:51 7日目に患部を見て、もしその衣服、あるいは縦糸、あるいは横糸、あるいは皮、またどのように用いられている変わであれ、患部が広がっているならば、その患部は悪性のらい病であって、それは汚れた物である。

レビ13:52 彼はその患部のある衣服、あるいは羊毛、または亜麻の縦糸、または横糸、あるいはすべて皮で作った物を焼かなければならない。これは悪性のらい病であるから、その物を火で焼かなければならない。

レビ13:53 しかし、祭司がこれを見て、もし患部がその衣服、あるいは縦糸、あるいは横糸、あるいはすべて皮で作った物に広がっていないならば、

レビ13:54 祭司は命じて、その患部のある物を洗わせ、さらに7日の間これを留め置かなければならない。

レビ13:55 そしてその患部を洗った後、祭司はそれを見て、もし患部の色が変わらなければ、患部が広がらなくても、それは汚れた物である。それは汚れた物である。それが表にあっても裏にあっても腐れであるから、それを火で焼かなければならない。

レビ13:56 しかし、祭司がこれを見て、それを洗った後に、その患部が薄らいでならば、その衣服、あるいは皮、あるいは縦糸から、それを切り取らなければならない。

レビ13:57 しかし、なおその衣服、あるいは縦糸、あるいは横糸、あるいはすべて皮で作った物にそれが現れれば、それは再発したのである。その患部のある物を火で焼かなければならない。

レビ13:58 また洗った衣服、あるいは縦糸、あるいは横糸あるいはすべて皮で作った物から、患部が消え去るならば、再びそれを洗わなければならない。そうすれば清くなるであろう”。

レビ13:59 これは羊毛または亜麻の衣服、あるいは縦糸、あるいは横糸、あるいはすべて皮で作った物に生じるらい病の患部について、それを清い物とし、または汚れた物とするためのおきてである。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ14: レビ記 第14章

レビ14:1 主はまたモーセに言われた、

レビ14:2 “らい病が清い者とされる時のおきては次のとおりである。すなわち、その人を祭司のもとに連れて行き、

レビ14:3 祭司は宿営の外に出て行って、その人を見、もしらい病の患部がいていならば、
レビ14:4 へ命じてその清められる物のために生きている清い小鳥2羽と、香柏の木と、緋の糸と、ヒソブとを取ってこさせ、
レビ14:5 祭司はまた命じて、その小鳥の1羽を、流れ水を盛って土の器の上で殺させ、
レビ14:6 そして生きている小鳥を、香柏の木と、緋の糸と、ヒソブと共に取って、これをかの流れ水を盛った土の器の上で殺した小鳥の血に、その生きている小鳥と共に浸し、
レビ14:7 これをらい病から清められる者に7たび注いで、その人を清い者とし、その生きている小鳥は野に放たなければならない。
レビ14:8 清められる者はその衣服を洗い、毛をことごとくそり落とし、水に身をすすいで清くなり、その後、宿営にはいることができる。ただし7日の間はその天幕の外にいなければならない。
レビ14:9 そして7日目に毛をことごとくそらなければならない。頭の毛も、ひげも、まゆも、ことごとくそらなければならない。彼はその衣服を洗い、水に身をすすいで清くなるであろう。
レビ14:10 8日目にその人は雄の小羊の全きもの2頭と、1歳の雌の小羊の全きもの1頭とを取り、また麦粉10分の2エバに油を混ぜた素祭と、油1ログとを取らなければならない。
レビ14:11 清めをなす祭司は、清められる人とこれらの物とを会見の幕屋の入口で主の前に置き、
レビ14:12 祭司は、かの雄の小羊1頭を取って、これを1ログの油と共に愆祭としてささげ、またこれを主の前に揺り動かして揺祭としなければならない。
レビ14:13 この雄の小羊は罪祭および燔祭をほうふる場所、すなわち聖なる所で、これをほふらなければならない。愆祭は罪祭と同じ区、祭司に帰するものであって、いと祭なる物である。
レビ14:14 そして祭司はその愆祭の血を取り、これを清められる者の右の耳たぶと、右手の親指と、右の足の親指とにつけなければならない。
レビ14:15 祭司はまた1ログの油を取ってこれを自分の左の手のひらに注ぎ、
レビ14:16 そして祭司は右の指を左の手のひらにある油に浸し、その指をもって、その油を7たび主の前に注がなければならない。
レビ14:17 祭司は手のひらにある油を残り、清められる者の耳たぶと、右の手の親指とに、さきにつてた愆祭の血の上につけなければならない。
レビ14:18 そして祭司は手のひらになお残っている油を、清められる者の頭煮付け、主の前で、その人のためにあがないをしなければならない。
レビ14:19 また祭司は罪祭をささげて、汚れのゆえに、清められねばならぬ者のためにあがないをし、その後、燔祭のものをほふらなければならない。
レビ14:20 そして祭司は燔祭と素祭とを祭壇の上にささげ、その人のために、あがないをしなければならない。こうしてその人は清くなるであろう。
レビ14:21 その人がもし貧しくて、それに手の届かない時は、自分のあがないのために揺り動かす愆祭として、雄の小羊1頭を取り、また素祭として油を混ぜた麦粉10分の1エバとを取り、
レビ14:22 さらにその手の届く山ばと2羽、または家ばとのひな2羽を取らなければならない。その1つは罪祭のため、他の1つは燔祭のためである。
レビ14:23 そして8日目に、その清めのために会見の幕屋の入口におる祭司のもと、主の前にこれを携えて行かななければならない。
レビ14:24 祭司はその愆祭の雄の小羊と、1ログの油とを取り、これを主の前に揺り動かして揺祭としなければならない。
レビ14:25 そして祭司は愆祭の雄の小羊をほふり、その愆祭の血を取って、これを清められる者の右の耳たぶと、右手の親指と、右の足の親指とにつけなければならない。
レビ14:26 また祭司はその油を自分の左の手のひらに注ぎ、
レビ14:27 祭司はその右の指をもって、左の手のひらにある油を、7たび主の前に注がなければならない。
レビ14:28 また祭司はその手のひらにある油を、清められる者の右の耳たぶと、右手の親指と、右の足の親指とに、すなわち、愆祭の血をつけたところにつけなければならない。
レビ14:29 また祭司は手のひらに残っている油を、清められる者の頭につけ、主の前で、その人のために、あがないをしなければならない。
レビ14:30 その人はその手の届く山ばと1羽、または家ばとのひな1羽をささげなければならない。
レビ14:31 すなわち、その手の届くものの1つを罪祭とし、他の1つを燔祭として素祭と共にささげなければならない。こうして祭司は清められる者のために、主の前にあがないをするであろう。
レビ14:32 これはらい病で、その清めに必要なものに、手の届かない者のためのおきてである”。

レビ14:33 “主はまたモーセとアロンに言われた、

レビ14:34 “あなたがたに所有としてカナンの地に、あなたがたはいる時、その所有の地において、家にわたしがらい病の患者を生じさせることがあれば、

レビ14:35 その家の持ち主はきて、祭司に告げ、‘患部のようなものが、わたしの家にあります’と言わなければならない。

レビ14:36 祭司は命じて、祭司がその患部を見に行く前に、その家をあけさせ、その家にあるすべての者が汚されないようにし、その後、祭司は、はいつてその家を見なければならない。

レビ14:37 その患部を見て、もしその患部が家の壁にあって、赤のくぼみもち、それが壁よりも低く見えるならば、

レビ14:38 祭司はその家を出て、家の入口にいたり、7日の間その家を閉鎖しなければならない。

レビ14:39 祭司は7日目に、またきてそれを見、その患部がもし家の壁にひろがっているならば、

レビ14:40 祭司は命じて、その患部のある石を取り出し、町の外の汚れた者を捨てる場所に捨てさせ、

レビ14:41 またその家の内側のまわりを削らせ、その削ったしっくいを町の外の汚れた物を捨てる場所に捨てさせ、

レビ14:42 ほかの石を取って、元の石のところに入れさせ、またほかのしっくいを取って、家を塗らせなければならない。

レビ14:43 このように石を取り出し、家を削り、塗りかえた後に、その患部がもし再び家に出るならば、

レビ14:44 祭司はまたきて見なければならない。患部がもし家に広がっているならば、これは家にある悪性のらい病であって、これは汚れた物である。

レビ14:45 その家は、こぼち、その石、その木、その家のしっくいは、ことごとく町の外の汚れた物を捨てる場所に運び出さなければならない。

レビ14:46 その家が閉鎖されている日の間に、これにはいる者は夕まで汚れるであろう。

レビ14:47 その家に寝る者はその衣服を洗わなければならない。その家で食する者も、その衣服を洗わなければならない。

レビ14:48 しかし、祭司がはいつて見て、もし家を塗りかえた後に、その患部が家に広がっていなければ、これはその患部がいったのであるから、祭司はその家を清いものとしなければならない。

レビ14:49 また彼はその家を清めるために、小鳥2羽と、香柏の木と、緋の糸と、ヒソプとを取り、

レビ14:50 その小鳥の1羽を流れ水を盛った土の器の上で殺し、

レビ14:51 香柏の木と、ヒソプと、緋の糸と、生きている小鳥とを取って、その殺した小鳥の血と流れ水に浸し、これを7たび家に注がなければならない。

レビ14:52 こうして祭司は小鳥の血と流れ水と、生きている小鳥と、香柏の木と、ヒソプと、緋の糸とをもって家を清め、

レビ14:53 その生きている小鳥は町の外の野に放して、その家のために、あがないをしなければならない。こうして、それは清くなるであろう”。

レビ14:54 これはらい病のすべての患部、かいせん、

レビ14:55 および衣服と家のらい病、

レビ14:56 ならびに腫と、吹出物と、光る所とに関するおきてであって、

レビ14:57 いつそれが汚れているか、いつそれが清いかを教えるものである。これがらい病に関するおきてである。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ15: レビ記 第15章

レビ15:1 主はまた、モーセとアロンに言われた、

レビ15:2 “イスラエルの人々に言いなさい、‘だれでもその肉に流出があれば、その流出は汚れである。

レビ15:3 その流出による汚れは次のとおりである。すなわち、その肉の流出が続いていても、あるいは、その肉の流出が泊まっても、共に汚れである。

レビ15:4 流出ある者の寝た床はすべて汚れる。またその人のすわった者はすべて汚れるであろう。

レビ15:5 その床に触れる者は、その衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるである

う。

レビ15:6 流出ある者のすわった物の上にすわる者は、その衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。

レビ15:7 流出ある者の肉に触れる者は衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。

レビ15:8 流出ある者のつばきが、清い者にかかったならば、その人は衣服を洗い。水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。

レビ15:9 流出ある者の乗った鞍はすべて汚れる。

レビ15:10 また彼の下にあなつた物に触れる者は、すべて夕まで汚れるであろう。またそれらの物を運ぶ者は、その衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。

レビ15:11 流出有るものが、水で手を洗わずに人に触れるならば、その人は衣服を洗い、水で身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。

レビ15:12 流出ある者が触れた土の器は碎かなければならない。木の器はすべて水で洗わなければならない。

レビ15:13 流出ある者の流出がやんで清くなるならば、清めのために7日を数え、その衣服を洗い、流れ水に身をすすがなければならない。そうして清くなるであろう。

レビ15:14 8日目に、山ばと2羽、または家ばとのひな2羽を取って、会見の幕屋の入口に行き、主の前に出て、それを祭司に渡さなければならない。

レビ15:15 祭司はしの1つを罪祭とし、他の1つを燔祭としてささげなければならない。こうして祭司はその人のため、その流出のために主の前に、あがないをするであろう。

レビ15:16 人がもし精を漏らすことがあれば、その全身を水にすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。

レビ15:17 すべて精のついた衣服および皮で作った物は水で洗わなければならない。これは夕まで汚れるであろう。

レビ15:18 男はもし女と寝て精を漏らすことがあれば、彼らは共に水に身をすすがなければならない。彼らは夕まで汚れるであろう。

レビ15:19 また女に流出があつて、その身の流出がもし血であるならば、その女は7日のあいだ不浄である。すべてその女に触れる者のは夕まで汚れるであろう。

レビ15:20 その不浄の間に、その女の寝た物はすべて汚れる。またその女のすわった物も、すべて汚れるであろう。

レビ15:21 すべてその女の床に触れる者は、その衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。

レビ15:22 すべてその女のすわった物に触れる者は皆その衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。

レビ15:23 またその女が床の上、またすわる物の上におる時、それに触れるならば、その人は夕まで汚れるであろう。

レビ15:24 男がもし、その女と寝て、その不浄を身にうけるならば、彼は7日のあいだ汚れるであろう。また彼の寝た床はすべて汚れるであろう。

レビ15:25 女にもし、その不浄の時のほか、多くの日にわたって血の流出があるか、あるいはその不浄の時を越して流出があれば、その汚れの流出の日の間は、すべてその不浄の時と同じように、その女は汚れたものである。

レビ15:26 その流出の日の間に、その女の寝た床は、すべてその女の不浄の時と同じようになる。すべてその女のすわった物は、不浄の汚れのように汚れるであろう。

レビ15:27 すべてこれらの物に触れる人は汚れる。その衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。彼は夕まで汚れるであろう。

レビ15:28 しかし、その女の流出がやんで、清くなるならば、自分のために、なお7日を数えなければならない。そして後、清くなるであろう。

レビ15:29 その女は8日目に山ばと2羽、または家ばとのひな2羽を自分のために取り、その会見の幕屋の入口におる祭司のもとに携えて行かなければならない。

レビ15:30 祭司はその1つを罪祭とし、他の1つを燔祭としなければならない。こうして祭司はその女のため、その汚れの流出のために主の前に、あがないをするであろう。

レビ15:31 このようにしてあなたがたは、イスラエルの人々を汚れから離さなければならない。これは彼らのうちにあるわたしの幕屋を彼らが汚し、その汚れのために死ぬことのないためである”。

レビ15:32 これは流出ある者、精を漏らして汚れる者、

レビ15:33 不浄をわずらう女、ならびに男あるいは女の流出ある者、および不浄の女と寝る者にかんするおきてである。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ16: レビ記 第16章

レビ16:1 アロンのふたりは子が、主の前に近づいて死んだ後、

レビ16:2 主はモーセに言われた、“あなたの兄弟アロンに告げて、彼が時をわかたず、垂幕の内なる聖なる聖所に入り、箱の上なる贖罪所の前に行かぬようにさせなさい。彼が死を免れるためである。なぜなら、わたしは雲の中にあつて贖罪所の上に現れるからである。

レビ16:3 アロンが聖所に、はいるには、次のようにしなければならない。すなわち雄の子牛を罪祭のために取り、小羊を罪祭のために取り、小羊を燔祭のために取り、

レビ16:4 聖なる亜麻布の服を着、亜麻布のももひきその身にまとい、亜麻布の帯をしめ、亜麻布の帽子をかぶらなければならない。これらは聖なる衣服である。彼は水に身をすすいで、これを着なければならない。

レビ16:5 またイスラエルの人々の会衆から雄やぎ2頭を罪祭のために取り、雄羊1頭を燔祭のために取らなければならない。

レビ16:6 そしてアロンは自分のための罪祭の雄牛をささげて、自分と自分の家族のために、あがないをしなければならない。

レビ16:7 アロンはまた2頭のやぎを取り、それを会見の幕屋の入口で主の前に立たせ、

レビ16:8 その2頭のやぎのために、くじを引かなければならない。すなわち1つのくじを主のため、1つのくじはアザゼルのためである。

レビ16:9 そしてアロンは主のためのくじに当たったやぎをささげて、これを罪祭としなければならない。

レビ16:10 しかし、アザゼルのためのくじに当たったやぎは、主の前に生かしておき、これをもって、あがないをなし、これをアザゼルのために、荒野に送らなければならない。

レビ16:11 すなわち、アロンは自分のために罪祭の雄牛をささげて、自分と自分の家族のために、あがないをしなければならない。彼は自分のための罪祭の雄牛をほふり、

レビ16:12 主の前野祭壇から炭火を満たした香炉と、細かくひいた香ばしい薫香を両手いっぱい取って、これを垂幕の内に携え入り

レビ16:13 主の前で薫香をその火にくべ、薫香の雲に、あかしの箱の上なる贖罪所をおおわせなければならない。こうして、彼は死を免れるであろう。

レビ16:14 彼はまたその雄牛の血を取り、指をもってこれを贖罪所の東の面に注ぎ、また指をもってその血を贖罪所の前に、7たび注がなければならない。

レビ16:15 また民のための罪祭のやぎをほふり、その血を垂幕の内に携え入り、その血のように、贖罪所の上と、贖罪所の前に注ぎ、

レビ16:16 イスラエルの人々の汚れと、そのとが、すなわち、彼らのもろもろの罪のゆえに、聖所のためにあがないをしなければならない。また彼らと共にある会見の幕屋のためにも、そのようにしなければならない。

レビ16:17 彼が聖女であがないをするために、はいつた時は、自分と自分の家族と、イスラエルの全会衆とのために、あがないをなし終えて出るまで、だれも会見の幕屋の内にはならない。

レビ16:18 そして彼は主の前の祭壇のもとに出てきて、これがために、あがないをしなければならない、すなわち、かの雄牛の血と、やぎの血とを取って祭壇の4すみの角につけ、

レビ16:19 また指をもって7たびその血をその上に注ぎ、イスラエルの人々の汚れを除いてこれを清くし、聖別しなければならない。

レビ16:20 こうして聖所と会見の幕屋と祭壇とのために、あがないをなし終えたとき、かの生きているやぎを干いてこなければならない。

レビ16:21 そしてアロンは、その生きているやぎの頭に両手をおき、イスラエルの人々のもろもろの悪と、もろもろのとが、すなわち、彼らのもろもろの罪をその上に告白して、これをやぎの頭にのせ、定めておいた人の手によって、これを荒野に送らなければならない。

レビ16:22 こうしてやぎは彼らのもろもろの悪をになって、人里離れた地に行くであろう。すなわち、そのやぎを荒野に送らなければならない。

レビ16:23 そして、アロンは会見の幕屋に入り、聖所に入る時に着た亜麻布の衣服を脱いで、そこに置き、

レビ16:24 聖なる所で水に身をすすぎ、他の衣服を着、出てきて、自分の燔祭と民の燔祭とをささげて、自分のため、また民のために、あがないをしなければならない。

レビ16:25 また罪祭の脂肪を祭壇の上で焼かなければならない。

レビ16:26 かのやぎをアザゼルに送った者は衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。その後、宿営に入ることができる。

レビ16:27 聖所で、あがないをするために、その血を携え入れられた罪祭の雄牛と、罪祭のやぎとは、宿営の外に携え出し、その皮と肉と汚物とは、火で焼き捨てなければならない。

レビ16:28 これを焼く者は衣服を洗い、水に身をすすがなければならない。その後、宿営に入ることができる。

レビ16:29 これはあなたがたが永久に守るべき定めである。すなわち、7月になって、その月の10日に、あなたがたは身を悩まし、何の仕事もしてはならない。この国に生まれた者も、あなたがたのうちに宿っている寄留者も、そうしなければならない。

レビ16:30 この日にあなたがたのため、あなたがたを清めるために、あがないがなされ、あなたがたは主の前に、もろもろの罪が清められるからである。

レビ16:31 これはあなたがたの全き休みの安息日であって、あなたがたは身を悩まさなければならない。これは永久に守るべき定めである。

レビ16:32 油を注がれ、父に代って祭司の職に任じられる祭司は、亜麻布の衣服、すなわち、聖なる衣服を着て、あがないをしなければならない。

レビ16:33 彼は至聖所のために、あがないをなし、また会見の幕屋のためと、祭壇のために、あがないをなし、また祭司たちのためと、民の全会衆のために、あがないをしなければならない。

レビ16:34 へあなたがたの永久に守るべき定めであって、イスラエルの人々のもろもろの罪のために、年に1度あがないをするものである”。彼は主をモーセに命じられたとおりにおこなった。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ17: レビ記 第17章

レビ17:1 主はまたモーセに言われた、

レビ17:2 “アロンとその子たち、およびイスラエルのすべての人々に言いなさい、‘主が命じられることはこれである。すなわち

レビ17:3 イスラエルの家のだれでも、牛、羊あるいは、やぎを宿営の内ではふり、または宿営の外ではふり、または宿営の外ではふり、

レビ17:4 それを会見の幕屋の入口に携えてきて主の幕屋の前で、供え物として主にささげないならば、その人は血を流した者とみなされる。彼は血を流したゆえ、その民のうちから断たれるであろう。

レビ17:5 これはイスラエルの人々に、彼らが野のおもてではふるのを常としていた犠牲を主のもとにひいてこさせ、会見の幕屋の入口における祭司のもとにきて、これを主にささげる酬恩祭の犠牲としてほふらせるためである。

レビ17:6 祭司はその血を会見の幕屋の入口にある主の祭壇に注ぎかけ、またその脂肪を焼いて香ばしいかおりとし、主にささげなければならない。

レビ17:7 彼らが慕って姦淫をおこなったみだらな神に、再び犠牲をささげてはならない。これは彼らが代々ながく守るべき定めである’。

レビ17:8 あなたはまた彼らに言いなさい、‘イスラエルの家の者、またはあなたがたのうちに宿る寄留者のだれでも、燔祭あるいは犠牲をささげるのに、

レビ17:9 これを会見の幕屋の入口に携えてきて、主にささげないならば、その人は、その民のうちから断たれるであろう。

レビ17:10 イスラエルの家の者、またはあなたがたのうちに宿る寄留者のだれでも、血を食べるならば、わたしはその血を食べる人に敵して、わたしの顔を向け、これをその民のうちから断つてであろう。

レビ17:11 肉の命は血にあるからである。あなたがたの魂のために祭壇の上で、あがないをするため、わたしはこれをあなたがたに与えた。血は命であるゆえに、あがなうことができるからである。

レビ17:12 このゆえに、わたしはイスラエルの人々に言った。あなたがたのうち、だれも血を食べてはならない。またあなたがたのうちに宿る寄留者も血を食べてはならない。

レビ17:13 イスラエルの人々のうち、またあなたがたのうちに宿る寄留者のうち、だれでも、食べてもよい獣あるいは鳥を刈り獲た者は、その血を注ぎ出し、土でこれをおおわなければならない。

レビ17:14 すべて肉の命は、その血と1つだからである。それで、わたしはいすらえるの人々に言った。あなたがたは、どんな肉の血を食べてはならない。すべて肉の命はその血だからである。すべて血を食べる者は断たれるであろう。

レビ17:15 自然に死んだもの、または裂き殺されたものを食べる人は、国に生まれた者であれ、寄留者であれ、その衣服を洗い、水に身をささがなければならぬ。彼は夕まで汚れているが、その後、清くなるであろう。

レビ17:16 もし、洗わず、また身をすすがないならば、彼はその罪を負わなければならない”。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ18: レビ記 第18章

レビ18:1 主はまたモーセに言われた、

レビ18:2 “イスラエルの人々に言いなさい、‘わたしはあなたがたの神、主である。

レビ18:3 あなたがたの住んでいたエジプトの国の習慣を見習ってはならない。またわたしがあなたがたを導き入れるカナンの国の習慣を見習ってはならない。また彼らの定めに従ってはならない。

レビ18:4 わたしのおきてを行い、わたしの定めを守り、それに歩まなければならない。わたしはあなたがたの神、主である。

レビ18:5 あなたがたはわたしの定めとわたしのおきてを守らなければならない。もし人が、これを行うならば、これによって生きるであろう。わたしは主である。

レビ18:6 あなたがたは、だれも、その肉親の者に近づいて、これを犯してはならない。わたしは主である。

レビ18:7 あなたの母を犯してはならない。それはあなたの父をはずかしめることだからである。彼女はあなたの母であるから、これを犯してはならない。

レビ18:8 あなたの父の妻を犯してはならない。それはあなたの父をはずかしめることだからである。

レビ18:9 あなたの姉妹、すなわちあなたの父の娘にせよ、母の娘にせよ、家に生まれたのと、よそで生まれたのとの間を問わず、これを犯してはならない。

レビ18:10 あなたのむすこの娘、あるいは、あなたの娘の娘を犯してはならない。それはあなた自身をはずかしめることだからである。

レビ18:11 あなたの父の妻があなたの父によって産んだ娘は、あなたの姉妹であるから、これを犯してはならない。

レビ18:12 あなたの父の姉妹を犯してはならない。彼女はあなたの父の肉親だからである。

レビ18:13 またあなたの母の姉妹を犯してはならない。彼女はあなたの母の肉親だからである。

レビ18:14 あなたの父の兄弟の妻を犯し、父の兄弟をはずかしめてはならない。彼女はあなたのおばだからである。

レビ18:15 あなたの嫁を犯してはならない。彼女はあなたのむすこの妻であるから、これを犯してはならない。

レビ18:16 あなたの兄弟の妻を犯してはならない。それはあなたの兄弟をはずかしめることだからである。

レビ18:17 あなたは女とその娘と一緒に犯してはならない。またその女のむすこの娘、またはその娘の娘を取って、これを犯してはならない。彼らはあなたの肉親であるから、これは悪事である。

レビ18:18 あなたは妻のなおいきているうちにその姉妹を取って、同じく妻となし、これを犯してはならない。

レビ18:19 あなたは月のさわりの不浄にある女に近づいて、これを犯してはならない。

レビ18:20 隣の妻と交わり、彼女によって身を汚してはならない。

レビ18:21 あなたの子どもをモリクにささげてはならない。またあなたの神の名を汚してはならない。わたしは主である。

レビ18:22 あなたは女と寝ように男と寝てはならない。これは憎むべきことである。

レビ18:23 あなたは獣と交わり、これによって身を汚してはならない。また女も獣の前に立って、これと交わってはならない。これは道にはずれたことである。

レビ18:24 あなたがたはこれらのもろもろの事によって身を汚してはならない。わたしがあなたがたの前から追い払う国々の人は、これらのもろもろの事によって汚れ、

レビ18:25 その地もまた汚れている。ゆえに、わたしはその悪のためにこれを罰し、その地もまたその住民を吐き出すのである。

レビ18:26 ゆえに、あなたがたはわたしの定めとわたしのおきてを守り、これらのもろもろの憎めべき事の1つでも

行ってはならない。国に生まれた者も、あなたがたのうちに宿っている寄留者もそうである。

レビ18:27 あなたがたの先にいたこの地の人々は、これらのもろもろの憎むべき事を行ったので、その地も汚れたからである。

レビ18:28 これは、あなたがたがこの地を汚して、この地があなたがたの先にいた民を吐き出したように、あなたがたをも吐き出すことのないためである。

レビ18:29 これらのもろもろの憎むべき事の1つでも行う者があれば、これを行う人は、だれでもその民のうちから断たれるであろう。

レビ18:30 それゆえに、あなたがたはわたしの言いつけを守り、先に行われたこれらの憎むべき風習の1つをも行ってはならない。またこれによって身を汚してはならない。わたしはあなたがたの神、主である。”。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ19: レビ記 第19章

レビ19:1 主はモーセに言われた、

レビ19:2 "イスラエルの人々の全会衆に言いなさい、'あなたがたの神なるわたしは、聖であるから、あなたがたも聖でなければならない。

レビ19:3 あなたがたは、おのおのその母とその父とおそれなければならない。またわたしの安息日を守れなければならない。わたしはあなたがたの神、主である。

レビ19:4 むなしき神々に心を寄せてはならない。また自分のために神々を鑄て造ってはならない。わたしはあなたがたの神、主である。

レビ19:5 酬恩祭の犠牲を主にささげるときは、あなたがたが受け入れられるように、それをささげなければならない。

レビ19:6 それは、ささげた日と、その翌日とに食べ、3日目まで残ったものは、それを火で焼かなければならない。

レビ19:7 もし3日目に、少しでも食べるならば、それは忌むべきものとなってあなたは受け入れられないであろう。

レビ19:8 それを食べる者は、主の聖なる物を汚すので、そのとがを負わなければならない。その人の中から断たれるであろう。

レビ19:9 あなたがたの地の実のりを刈り入れるときは、畑のすみずみまで刈りつくしてはならない。またあなたの刈入れの落ち穂を拾ったはならない。

レビ19:10 あなたのぶどう畑の実を取りつくしてはならない。またあなたのぶどう畑に落ちた実を拾ってはならない。貧しい者と寄留者とのために、これを残しておかなければならない。わたしはあなたがたの神、主である。

レビ19:11 あなたがたは盗んではならない。欺いてはならない。互いに偽ってはならない。

レビ19:12 わたしの何より偽り誓って、あなたがたの神の名を汚してはならない。わたしは主である。

レビ19:13 あなたの隣人をしえたげてはならない。また、かすめてはならない。日雇人の賃金を明るる朝まで、あなたのもとにとどめてはならない。

レビ19:14 耳しいを、のろってはならない。目しいの前につまずく物を置いてはならない。あなたの神を恐れなければならない。わたしは主である。

レビ19:15 さばきをするとき、不正を行ってはならない。貧しい者を片よってかばい、力ある者を曲げて助けてはならない。ただ正義をもって隣人をさばかなければならない。

レビ19:16 民のうちを巡り巡って、人の悪口を言いふらしてはならない。あなたの隣人の血にかかわる偽証をしてはならない。わたしは主である。

レビ19:17 あなたは心に兄弟を憎んではならない。あなたの隣人をねんごろにいさめて、彼のゆえに罪を身に負ってはならない。

レビ19:18 あなたはあだを返してはならない。あなたの民の人々に恨みをいだいてはならない。あなた自身のようにあなたの隣人を愛さなければならない。わたしは主である。

レビ19:19 あなたがたはわたしの定めを守らなければならない。あなたの家畜に異なった種をかけてはならない。あなたの畑に2種の種をまいてはならない。あなたの畑に2種の種をまいてはならない。2種の糸の混ぜ織りの衣服を身につけてはならない。

レビ19:20 だれでも、人と婚約のある女奴隷で、まだあがなわれず、自由を与えられていない者と寝て交わったならば、彼らふたりは罰を受ける。しかし、殺されることはない。彼女は自由の女ではないからである。

レビ19:21 しかし、その男は懲祭を主に携えてこなければならない。すなわち、懲祭の雄羊を、会見の幕屋の入

口に連れてこなければならぬ。

レビ19:22 そして、祭司は彼の犯した罪のためにその懲祭の雄羊をもって、主の前に彼のために、あがないをするであろう。こうして彼の犯した罪はゆるされるであろう。

レビ19:23 あなたがたが、かの地にはいつて、もろもろのくだもの木を植えるときは、その実はまだ割礼を受けないものと、見なさなければならぬ。すなわち、それは3年の間あなたがたには、割礼のないものであって、食べればならぬ。

レビ19:24 4年目には、そのつべての実は聖なる物とし主にささげなければならぬ。

レビ19:25 しかし5年目には、あなたがたはその実を食べることができるであろう。こうするならば、それはあなたがたのために、多くの実を結ぶであろう。わたしはあなたがたの神、主である。

レビ19:26 あなたがたは何をも食べてはならぬ。

レビ19:27 あなたがたのびんの毛を切ってはならぬ。ひげの両端をそこなってはならぬ。

レビ19:28 死人のために身を傷つけてはならぬ。また身を入墨をしてはならぬ。わたしは主である。

レビ19:29 あなたの娘に遊女のわざをさせて、これを汚してはならぬ。これはみだらな事が国に行われ、悪事が地に満ちないためである。

レビ19:30 あなたがたはわたしの安息日を守り、わたしの聖所を敬わなければならぬ。わたしは主である。

レビ19:31 あなたがたは口寄席、または占い師のもとにおもむいてはならぬ。彼らに問うて汚されてはならぬ。わたしはあなたがたの神、主である。

レビ19:32 あなたは白髪の人の前では、起立しなければならぬ。また老人を敬い、あなたの神を恐れなければならぬ。わたしは主である。

レビ19:33 もし他国人があなたがたの国に寄留して共にいるならば、これをしえたげてはならぬ。

レビ19:34 あなたがたと共にいる寄留の他国人を、あなたがたと同じ国に生まれた者のようにし、あなた自身のようにこれを愛さなければならぬ。あなたがたもかつてエジプトの国で他国人であったからである。わたしはあなたがたの神、主である。

レビ19:35 あなたがたは、さばきにおいても、物差しにおいても、はかいにおいても、ますにおいても、不正を行ってはならぬ。

レビ19:36 あなたがたは正しいてんびん、正しいおもり石、正しいエバ、正しいヒンをつかわなければならぬ。わたしは、あなたがたをエジプトの国から導き出したあなたがたの神、主である。

レビ19:37 あなたがたはわたしのすべての定めと、わたしのすべてのおきてを守って、これを行わなければならぬ。わたしは主である”。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ20: レビ記 第20章

レビ20:1 主はまたモーセに言われた、

レビ20:2 “イスラエルの人々に言いなさい、‘イスラエルの人々のうち、またイスラエルのうちに寄留する他国人のうち、だれでもその子供をモレクにささげる者は、必ず殺されなければならぬ。すなわち、国の民は彼を石で撃たなければならぬ。

レビ20:3 わたしは顔をその人に向け、彼を民のうちから断つであろう。彼がその子供をモレクにささげてわたしの聖所を汚し、またわたしの聖なる名を汚したからである。

レビ20:4 その人が子供をモレクにささげるとき、国の民がもしことさらに、この事に目をおおい、これを殺さないならば、

レビ20:5 わたし自身、顔をその人とその家族とに向け、彼および彼に見ならつてモレクを慕い、これと姦淫する者を、すべて民のうちから断つであろう。

レビ20:6 もし口寄せ、または占い師のもとにおもむき、彼らを慕つて姦淫する者があればわたしは顔をその人に向け、これを民のうちから断つであろう。

レビ20:7 ゆえにあなたがたは、みずからを聖別し、聖なる者とならなければならぬ。わたしはあなたがたの神、主である。

レビ20:8 あなたがたはわたしの定めを守って、これを行わなければならぬ。わたしはあなたがたを聖別する主である。

レビ20:9 だれでも父または母をのろう者は、必ず殺されなければならぬ。彼らが父または母をのろったので、そ

の血は彼に帰するであろう。

レビ20:10 人の妻と姦淫する者、すなわち隣人の妻と姦淫する者があれば、その姦婦は共に必ず殺されなければならない。

レビ20:11 その父の妻と寝ものは、その父をはずかしめる者である。彼らはふたりとも必ず殺されなければならない。その血は彼らに帰するであろう。

レビ20:12 子の妻と寝る者は、ふたり共に必ず殺されなければならない。彼らは道ならぬことをしたので、その血は彼らに帰するであろう。

レビ20:13 女と寝ように男と寝ものは、ふたりとも見組むべき事をしたので、必ず殺されなければならない。その血は彼らに帰するであろう。

レビ20:14 女をその母と一緒にめとるならば、これは悪事であって、彼も、女たちも火に焼かれなければならない。このような悪事をあなたがたのうちになくするためである。

レビ20:15 男がもし、獣と寝ならば彼は必ず殺されなければならない。あなたがたはまた、その獣を殺さなければならない。

レビ20:16 女がもし、獣に近づいて、これと寝ならば、あなたは、その女と獣とを殺さなければならない。彼らは必ず殺さるべきである。その血は彼らに帰するであろう。

レビ20:17 人がもし、その姉妹、すなわち父の娘、あるいは母の娘に近づいて、その姉妹のはだを見、女はその兄弟のはだを見るならば、これは恥ずべき事である。彼らは、その民の人々の目の前で、断たれなければならない。彼は、その姉妹を犯したのであるから、その罪を負わなければならない◆

20,17-1,その罪を負わなければならない。

レビ20:18 人がもし、月のさわりのある女と寝て、そのはだを現すならば、男は女の源を現し、女は自分の血の源を現したのであるから、ふたり共にその民のうちから断たれなければならない。

レビ20:19 あなたの母の姉妹、またはあなたの父を犯してはならない。これは、自分の肉親の者を犯すことであるから、彼らはその罪を負わなければならない。

レビ20:20 人がもし、そのおばと寝るならば、これはおじをはずかしめることであるから、彼らはその罪を負い、子なくして死ぬであろう。

レビ20:21 人がもし、その兄弟の妻を取るならば、これは汚らしいことである。彼はその兄弟をはずかしめたからであるから、彼らは子なき者となるであろう。

レビ20:22 あなたがたはわたしの定めとおきてとをことごとく守って、これを負わなければならない。そうすれば、わたしがあなたがたを住まわせるよう導いて行く地は、あなたがたを吐き出さぬであろう。

レビ20:23 あなたがたの前からわたしが追い払う国びとの風習に、あなたがたは歩んではならない。彼らは、このもろもろのことをしたから、わたしは彼らを憎むのである。

レビ20:24 わたしはあなたがたに言った、"あなたがたは、彼らの地を獲るであろう。わたしはこれをあなたがたに与えて、これを獲させるであろう。これは乳と蜜との流れる地である"。わたしはあなたがたを地の民から区別したあなたがたの神、主である

レビ20:25 あなたがたは清い獣と汚れた獣、汚れた鳥と清い鳥を区別しなければならない。わたしがあなたがたのために汚れたものとして区別した獣、または鳥またはすべての地を這うものによって、あなたがたの身を忌むべきものとしてではない。

レビ20:26 あなたがたはわたしに対して聖なる者でなければならない。主なるわたしは聖なる者で、あなたがたをわたしのものにしようと、他の民から区別したからである。

レビ20:27 男または女で、口寄せ、または占いをする者は、必ず殺さなければならない。すなわち、石で撃ち殺さなければならない。その血は彼らに帰するであろう"。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ21: レビ記 第21章

レビ21:1 主はまたモーセに言われた、"アロンの子なる祭司に告げて言いなさい、'民のうちの死人のために、身を汚す者があってはならない。"

レビ21:2 ただし、近親の者、すなわち、父、母、むすこ、娘、兄弟のため、

レビ21:3 また彼の近親で、まだ夫のない処女なる姉妹のためには、その身を汚してもよい。

レビ21:4 しかし、夫にとついで姉妹のためには、身を汚してはならない。

レビ21:5 彼らは頭の頂をそってはならない。ひげの両端をそり落してはならない。また身に傷をつけてはならない。

レビ21:6 彼らは神に対して聖でなければならぬ。また神の名を汚してはならない。彼らは主の火祭、すなわち、神の食物をささげる者であるから、聖でなければならぬ。

レビ21:7 彼らは遊女や汚れた女をめぐってはならない。また夫に出された女をめぐってはならない。祭司は神に対して聖なる者だからである。

レビ21:8 あなたは彼を聖としなければならぬ。彼らはあなたの神の食物をささげる者だからである。彼はあなたにとって聖なる者でなければならぬ。あなたがたを聖とする主、すなわち、わたしは聖なるものだからである。

レビ21:9 祭司の娘である者が、淫行をなして、その身を汚すならば、その父を汚すのであるから、彼女を秀焼かなければならぬ。

レビ21:10 その兄弟のうち、頭に注ぎ油を注がれ、職に任ぜられて、その衣服をつけ、大祭司となった者は、その髪の毛を乱してはならない。またその衣服を裂いてはならない。

レビ21:11 死人のところに、はいつてはならない。また父のためにも身を汚してはならない。

レビ21:12 け所から出てはならない。神の聖所を汚してはならない。その神の注ぎ油による聖別が、彼の上にあるからである。わたしは主である。

レビ21:13 彼は処女を妻にめとらなければならぬ。

レビ21:14 寡婦、出された女、汚れた女、遊女などをめぐってはならない。ただ、自分の民のうちの処女を、妻にめとたなければならぬ。

レビ21:15 そうすれば、彼は民のうちに、自分の子孫を汚すことはない。わたしは彼を聖別する主だからである。

レビ21:16 主はまたモーセに言われた、

レビ21:17 “アロンに告げて言いなさい、‘あなたの代々の子孫で、だれでも身にきずのある者は近寄って、神の食物をささげてはならない。

レビ21:18 すべて、その身にきずのある者は近寄ってはならない。すなわち、目しい、足なえ、鼻のかけた者、手足の不つりあいの者、

レビ21:19 足の折れた者、手の折れた者、

レビ21:20 せむし、こびと、目にきずのある者、かいせんもの者、かさぶたのある者、こうがんのつぶれた者などである。

レビ21:21 すべて祭司アロンの子孫のうち、身にきずもある者は近寄って、主が火祭をささげてはならない。彼は身にきずがあるから、神の食物をささげるために、近寄ってはならない。

レビ21:22 彼は神の食物の聖なる物も、最も聖なる物も食べることができる。

レビ21:23 ただし、垂幕に近づいてはならない。また祭壇に近寄ってはならない。身にきずがあるからである。彼はわたしの聖所を汚してはならない。わたしはそれを聖別する主である。”

レビ21:24 モーセはこれをアロンとその子ら及びイスラエルのすべての人々に告げた。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ22: レビ記 第22章

レビ22:1 主はまたモーセに言われた、

レビ22:2 “アロンとその子たちに告げて、イスラエルの人々の聖なる物、すなわち、彼らがわたしにささげる物をみだりに用いて、わたしの聖なる名を汚さないようにさせなさい。わたしは主である。

レビ22:3 彼らに言いなさい、‘あなたがたの代々の子孫のうち、だれでも、イスラエルの人々が主にささげる聖なる物に、汚れた物をもって近づく者があれば、その人はわたしの前から断たれるであろう。わたしは主である。

レビ22:4 アロンの子孫のうち、だれでも、らい病の者、また流出ある者は清くなるまで、聖なる物を食べてはならない。また、すべて死体によって汚れた物に触れた者、

レビ22:5 または、すべて人を汚す這うものに触れた者、または、どのような汚れにせよ、人を汚れさせる人に触れた者、

レビ22:6 このようなものに触れた人は夕まで汚れるであろう。彼はその身を水にすすがないならば、聖なる物を食べてはならない。

レビ22:7 日が入れば、彼は清くなるであろう。そののち、聖なる物を食べることができる。それは彼の食物だからで

ある。

レビ22:8 自然に死んだもの、または裂き殺されたものを食べ、それによって身を汚してはならない。わたしは主である。

レビ22:9 それゆえに、彼らはわたしの言いつけを守らなければならない。彼らがこれを汚し、これがために、罪を獲て死ぬことのないためである。わたしは彼を聖別する主である。

レビ22:10 すべて一般の人は聖なる物を食べてはならない。祭司の同居人や雇人も聖なる物を食べてはならない。

レビ22:11 しかし、祭司が金をもって人を買った時は、その物はこれを食べることができる。またその家に生まれた者も祭司の食物を食べることができる。

レビ22:12 もし祭司の娘が一般の人にとついだならば、彼女は聖なる供え物を食べてはならない。

レビ22:13 もし祭司の娘が、寡婦となり、または出されて、子供もなく、その父の家に帰り、娘の時のようであれば、その父の食物を食べることができる。ただし、一般の人は、すべてこれを食べてはならない。

レビ22:14 もし人があやまって聖なる物を食べるならば、それにその5分の1を加え、聖なる物としてこれを祭司に渡さなければならない。

レビ22:15 祭司はイスラエルの人々が、主にささげる聖なる物を汚してはならない。

レビ22:16 人々が聖なる物を食べて、その罪のとがを負わないようにさせなければならない。わたしは彼らを聖別する主である”。

レビ22:17 主はまたモーセに言われた、

レビ22:18 “アロンとその子たち、およびイスラエルのすべての人々に言いなさい、‘イスラエルの家の者、またはイスラエルにおける外国人のうちのだれでも、誓願の供え物、または自発の供え物を燔祭として主にささげようとするならば、

レビ22:19 あなたがたの受け入れられるように牛、羊、あるいはやぎの雄の全きものをささげなければならない。

レビ22:20 すべてきずのあるものはささげてはならない。それはあなたがたのたm受け入れられないからである。

レビ22:21 もし人が特別の誓願をなすため、または自発の供え物のために、牛または羊を酬恩祭の犠牲として、主にささげようとするならば、その受け入れられるために、それは全きものでなければならない。それには、どんなきずもあってはならない。

レビ22:22 すなわち獣のうちで、盲目のもの、折れた所のあるもの、切り取った所のあるもの、うみの出る者、かいせんの者、かさぶたのある者など、あなたがたは、このようなものを主にささげてはならない。また祭壇の上に、これらを火祭として、主にささげてはならない。

レビ22:23 牛あるいは羊で、足の長すぎる者、または短すぎる者は、あなたがたが自発の供え物とすることはできるが、誓願の供え物としては受け入れられないであろう。

レビ22:24 あなたがたは、こうがんの破れたもの、つぶれたもの、裂けたもの、または切り取られたものを、主にささげてはならない。またあなたがたの国のうちで、このようなことを、行ってはならない。

レビ22:25 あなたがたは異邦人の手からこれらのものを受けて、あなたがたの神の食物としてささげてはならない。これらのものは決点があり、きずがあって、あなたがたのために受け入れられないからである”。

レビ22:26 主はまたモーセに言われた、

レビ22:27 “牛、または羊、またはやぎが生まれたならば、これを7日の間その母親のもとに置かなければならない。8日目からは主にささげる火祭として受け入れられるであろう。

レビ22:28 あなたがたは雌牛または雌羊をその子と同じ日にほふってはならない。

レビ22:29 あなたがたが感謝の犠牲を主にささげるときは、あなたがたの受け入れられるようにささげなければならない。

レビ22:30 これはその日のうちに食べなければならない。明るる日まで残しておいてはならない。わたしは主である。

レビ22:31 あなたがたはわたしの戒めを守り、これを行わなければならない。わたしは主である。

レビ22:32 あなたがたはわたしの聖なる名を汚してはならない。かえって、わたしはイスラエルの人々のうちに聖とされなければならない。わたしはあなたがたを聖別する主である。

レビ22:33 あなたがたの神となるために、あなたがたをエジプトの国から導き出した者である。わたしは主である。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ23: レビ記 第23章

レビ23:1 主はまたモーセに言われた、

レビ23:2 "イスラエルの人々に言いなさい、'あなたがたが、ふれ示して聖会とすべき主の定め祭は次のとおりである。これらはわたしの定め祭である。

レビ23:3 6日の間は仕事をしなければならない。第7日は全き休みの安息日であり、聖会である。どのような仕事もしてはならない。これはあなたがたのすべてのすまいにおいて守べき主の安息日である。

レビ23:4 その時々、あなたがたが、ふれ示すべき主の定め祭なる聖会は次のとおりである。

レビ23:5 正月の14日の夕は主の過越のまつりである。

レビ23:6 またその月の15日は主の種入れぬパンの祭である。あなたがたは7日の間は種入れぬパンを食べなければならない。

レビ23:7 その初めの日に聖会を開かなければならない。どんな労働もしてはならない。

レビ23:8 あなたがたは7日の間、主に火祭をささげなければならない。第7日には、また聖会を開き、どのような労働もしてはならない"。

レビ23:9 主はまたモーセに言われた、

レビ23:10 "イスラエルの人々に言いなさい、'わたしが与える地にはいって穀物を刈り入れるとき、あなたがたは穀物の初穂の束を、祭司のところへ携えてこなければならない。

レビ23:11 彼はあなたがたの受け入れられるように、その束を主の前に揺り動かすであろう。すなわち、祭司は安息日の翌日に、これを揺り動かすであろう。

レビ23:12 またその束を揺り動かす日に、1歳の雄の小羊の全きものを燔祭として主にささげなければならない。

レビ23:13 その素祭には油を混ぜた麦粉10分の2エバを用い、これを主にささげて火祭とし、香ばしいかおりとしなければならない。またその灌祭には、ぶどう酒1ヒンの4分の1を用いなければならない。

レビ23:14 あなたがたの神にこの供え物をささげるその日まで、あなたがたはパンも、焼穀も食べてはならない。これはあなたがたのすべてのすまいにおいて、代々ながく守るべき定めである。

レビ23:15 また安息日の翌日、すなわち、揺祭の束をささげた日から満7週を数えなければならない。

レビ23:16 すなわち、第7の安息日の翌日までに、50日を数えて、新穀の素祭を主にささげなければならない。

レビ23:17 またあなたがたのすまいから、10分の2エバの麦粉に種を入れて焼いたパン2個を携えてきて揺祭としなければならない。これは初穂として主にささげるものである。

レビ23:18 あなたがたはまたパンのほかに、1歳の全き小羊7頭と、若き雄牛1頭と、小羊2頭をささげなければならない。すなわち、これらをその素祭および灌祭とともに主にささげて燔祭としなければならない。これは火祭であって、主に香ばしいかおりとなるであろう。

レビ23:19 また雄やぎ1頭を罪祭としてささげ、1歳の小羊2頭を酬恩祭の犠牲としてささげなければならない。

レビ23:20 そして祭司はその初穂のパンと共に、この2頭の小羊を主の前に揺祭として揺り動かさなければならない。これらは主にささげる聖なる物であって、祭司に帰するであろう。

レビ23:21 あなたがたは、その日にふれ示して、聖会を開かなければならない。どのような労働もしてはならない。これはあなたがたのすべてのすまいにおいて、代々ながく守るべき定めである。

レビ23:22 あなたがたの千野穀物を刈り入れるときは、その刈入れにあたって、畑のすみずみまで刈りつくしてはならない。またあなたの穀物の落ち穂を拾ってはならない。貧しい者と寄留者のために、それを残しておかなければならない。わたしはあなたがたの神、主である"。

レビ23:23 主はまたモーセに言われた、

レビ23:24 "イスラエルの人々に言いなさい、'7月1日をあなたがたの安息の日とし、ラッパを吹き鳴らして記念する聖会としなければならない。

レビ23:25 どのような労働もしてはならない。しかし主に火祭をささげなければならない"。

レビ23:26 主はまたモーセに言われた、

レビ23:27 "特にその7月の10日は贖罪の日である。あなたがたは聖会を開き、身を悩まし、主に火祭をささげなければならない。

レビ23:28 その日には、そのような仕事もしてはならない。これはあなたがたのために、あなたがたの神、主の前にあがないをなすべき贖罪の日だからである。

レビ23:29 すべてその日に身を悩まさない者は、民のうちから断たれるであろう。

レビ23:30 またすべてその日にどのような仕事をして、その人をわたしは民のうちから滅ぼし去るであろう。

レビ23:31 あなたがたはどのような仕事もしてはならない。これはあなたがたのすまいにおいて、代々ながく守るべき定めである。

レビ23:32 これはあなたがたの全き休みの安息日である。あなたがたは身を悩まさなければならない。またその月

の9日の夕には、その夕には安息を守らなければならない。”。

レビ23:33 主はまたモーセに言われた、

レビ23:34 “イスラエルの人々に言いなさい、‘その7月の15日は仮庵の祭である。7日の間にそれを守らなければならない。

レビ23:35 初めの日に聖会を開かなければならない。どのような労働もしてはならない。

レビ23:36 また7日の間、主に火祭をささげなければならない。8日目には聖会を開き、主に火祭をささげなければならない。これは聖会の日であるから、どのような労働もしてはならない。

レビ23:37 これらは主の定め祭であって、あなたがたがふれ示して聖会とし、主に火祭すなわち、燔祭、素祭、犠牲および灌祭を、そのささぐびき日にささげなければならない。

レビ23:38 このほかに主の安息日があり、またほかに、あなたがたのささげ物があり、またほかに、あなたがたのもろもろの誓願の供え物があり、またそのほかに、あなたがたのもろもろの自発の供え物がある。これらは皆あなたがたが主にささげるものである。

レビ23:39 あなたがたが、地の産物を集め終わったときは、7月の15日のあいだ、主の祭を守らなければならない。すなわち、初めの日にも安息をし、8日目にも安息をしなければならない。

レビ23:40 初めの日に、美しい木の実と、なつめやしの枝と、茂った木の枝と、谷のはこやなぎの枝を取って、7日の間あなたがたの神、主の前に楽しまなければならない。

レビ23:41 あなたがたは年に7日の間、主にこの祭を守らなければならない。これはあなたがたの代々ながく守るべく定めであって、7月にこれを守らなければならない。

レビ23:42 あなたがたは7日の間、仮庵に住み、イスラエルで生まれた者はみな仮庵に住まなければならない。

レビ23:43 これはイスラエルの人々をエジプトの国から導き出したとき、彼らを仮庵に住ませた事を、あなたがたの代々の子孫に知らせるためである。わたしはあなたがたの神、主である”。

レビ23:44 モーセは主の定め祭をイスラエルの人々に告げた。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ24: レビ記 第24章

レビ24:1 主はまたモーセに言われた、

レビ24:2 “イスラエルの人々に命じて、オリーブを砕いて採った純粋の油を、ともしびのためにあなたの所へ持ってこさせ、絶えずともしびをともしせなさい。

レビ24:3 すなわち、アロンは会見の幕屋のうちのあかしの垂幕の外で、夕から朝まで絶えず、そのともしびを主の前に整えなければならない。これはあなたがたが代々ながく守るべき定めである。

レビ24:4 彼は純金の燭台の上に、そのともしびを絶えず主の前に整えなければならない。

レビ24:5 あなたは麦粉を取り、それで12個の菓子焼かなければならない。菓子10分の1エバを用いなければならない。

レビ24:6 そしてそれを主の前の純金の机の上に、ひと重ね6個ずつ、ふた重ねにして置かなければならない。

レビ24:7 あなたがたはまた、おのおのお重ねの上に、純粋の乳香を置いて、そのパンの記念の分とし、主にささげて火祭としなければならない。

レビ24:8 安息日ごとに絶えず、これを主の前に整えなければならない。これはイスラエルの人々のささぐべきものであって、永遠の契約である。

レビ24:9 これはアロンとその子たちに帰する。彼らはこれを聖なる所で食べなければならない。これはいと聖なる物であって、主の火祭のうち彼に帰すべき永久の分である”。

レビ24:10 イスラエルの女を母とし、エジプトびとを父とするひとりの者が、イスラエルの人々のうちに出てきて、そのイスラエルの女の産んだ子と、ひとりのイスラエルびとが宿営の中で争いをし、

レビ24:11 そのイスラエルの女の産んだ焦が主の名を汚して、のろったので、人々は彼をモーセのもとに連れてきた。その母はダンの部族のデブリの娘で、名をシロミテといった。

レビ24:12 人々は彼を閉じ込めて置いて主の示しを受けるのを待っていた。

レビ24:13 時に主はモーセに言われた、

レビ24:14 Aのといごとを言った者を宿営の外に引き出し、それを聞いた者に、みな手を彼の頭に置かせ、全会衆に彼を石で撃たせなさい。

レビ24:15 あなたがたはまたイスラエルの人々に言いなさい、'だれでも、その神をのろう者は、その罪を負わなければならない。

レビ24:16 主の名を汚す者は必ず殺されるであろう。全会衆は必ず彼を石で撃たなければならない。他国の者でも、この国に生まれた者でも、主の名を汚すときは殺されなければならない。

レビ24:17 だれでも、人を撃ち殺した者は、必ず殺されなければならない。

レビ24:18 獣を撃ち殺した者は、獣をもってその獣を償わなければならない。

レビ24:19 もし人が隣人に傷を負わせるならば、その人は自分がしたように自分にされなければならない。

レビ24:20 すなわち、骨折には骨折、目には雌、歯には歯、人に傷を負わせたように、自分にもされなければならない。

レビ24:21 獣を撃ち殺した者はその償い、人を撃ち殺した者は殺せなければならない。

レビ24:22 他国の者にも、この国に生まれた者にも、あなたがたは同一のおきてを用いなければならない。わたしはあなたがたの神、主だからである”。

レビ24:23 モーセがイスラエルの人々に向かい、"あの、のろいごとを言った者を宿営の外に引き出し、石で撃て"と命じたので、イスラエルの人々は、主がモーセに命じられたようにした。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ25: レビ記 第25章

レビ25:1 主はシナイ山で、モーセに言われた、

レビ25:2 イスラエルの人々に言いなさい、'わたしが与える地にあなたがたがはいったときは、その地にも、主に向かって安息を守らせなければならない。

レビ25:3 6年の間あなたは畑に種をまき、また6年の間ぶどう畑の枝を狩り込み、その実を集めることができる。

レビ25:4 しかし、7年目には、地に全き休みの安息を与えなければならない。これは、主に向かって守る安息である。あなたは畑に種をまいてはならない。また、ぶどう畑の枝を刈り込んではいならない。

レビ25:5 あなたの穀物の自然に生えたものはけりとしてはならない。また、あなたのぶどうの枝の手入れをしないで結んだ実は摘んではならない。これは地のために全き休みの年だからである。

レビ25:6 安息の年の地の産物は、あなたがたの食物となるであろう。すなわち、あなたと、男女の奴隷と、雇人と、あなたの所に宿っている他国人と、

レビ25:7 あなたの家畜と、あなたの国のうちの獣とのために、その産物はみな、食物となるであろう。

レビ25:8 あなたは安息の年を7たび、すなわち、7年を7回数えなければならない。安息の年7たびの年数は49年である。

レビ25:9 7月の10日にあなたはラッパの音を響き渡らせなければならない。すなわち、贖罪の日にあなたがたは全国にラッパを響き渡らせなければならない。

レビ25:10 その50年目を聖別して、国中のすべての住民に自由をふれ示さなければならない。この年はあなたがたにはヨベルの年であって、あなたがたは、おのおのその所有の地に帰り、おのおのその家族に帰らなければならない。

レビ25:11 その50年目はあなたがたにヨベルの年である。種をまいてはならない。また自然に生えたものは刈り取ってはならない。手入れをしないで結んだぶどうの実を摘んではならない。

レビ25:12 この年はヨベルの年であって、あなたがたに聖であるからである。あなたがたは畑に自然にできた者を食べなければならない。

レビ25:13 このヨベルの年には、おのおのその所有の地に帰らなければならない。

レビ25:14 あなたの隣人に者を作り、また隣人から者を買うときは、互に欺いてはならない。

レビ25:15 ヨベルの後の年の数にしたがって、あなたは隣人から買い、彼もまた畑の産物の年数にしたがって、あなたに売らなければならない。

レビ25:16 年の数の多い時は、その値を増し、年の数の少ない時は、値を減らさなければならない。彼があなたに潤のは産物の数だからである。

レビ25:17 あなたがたは互いに欺いてはならない。あなたの神を恐れなければならない。わたしはあなたがたの神、主である。

レビ25:18 あなたがたはわたしの定めを行い、またわたしのおきてを守ってこれを行わなければならない。そうす

れば、あなたがたは安らかにその地に住むことができるであろう。

レビ25:19 地はその実を結び、あなたがたは飽きるまでそれを食べ、安らかにその住むことができるであろう。

レビ25:20 “7年目に種をまくことができず、また産物を集めることができないならば、わたしたちは何を食べようか”とあなたがたは言うのか。

レビ25:21 わたしは命じて6年目あなたがたに祝福をくだし、3ヶ年分の産物を実らせるであろう。

レビ25:22 あなたがたは8年目に種をまく時には、なお古い産物を食べているであろう。9年目にその産物のできるまで、あなたがたは古いものをたべることができるであろう。

レビ25:23 地は永代には売ってはならない。地はわたしのものだからである。あなたがたはわたしと共にいる寄留者、また旅びとである。

レビ25:24 あなたがたの所有としたどのような土地でも、その土地の買いもどしに応じなければならない。

レビ25:25 あなたの兄弟が落ちぶれてその所有の地を売った時は、彼の近親者がきて、兄弟の売ったものを買ひもどさなければならない。

レビ25:26 たといその人に、それを買いもどしてくれる人がいなくても、その人が富み、自分でそれを買いもどすことができるようになったらば、

レビ25:27 それを売ってからの年を数えて残りの分を買い手に返さなければならない。そうすればその人はその所有の地に帰ることができる。

レビ25:28 しかし、もしそれを買いもどすことができないならば、その売った物はヨベルの年まで買い主の手にあり、ヨベルにはもどされて、その人はその所有の地に帰ることができるであろう。

レビ25:29 人が城壁のある町の住宅を売った時は、売ってから満1年の間は、それを買いもどすことを許さなければならない。

レビ25:30 満1年のうちに、それを買いもどさない時は、城壁のある町のうちのその家は永代にそれを買った人のものと定まって、代々の所有となり、ヨベルの年にももどされないのである。

レビ25:31 しかし、周囲に城壁のない村々の家は、その地方の畑に付属するものとみなされ、買いもどすことができ、またヨベルの年には、もどされるであろう。

レビ25:32 レビびとの町々、すなわち、彼らの所有の町々の家は、レビびとはいつでも買いもどすことができる。

レビ25:33 レビびとのひとりが、それを買いもどさない時は、その所有の町にある売った家はヨベルの年にはもどされるであろう。レビびとの町々の家はイスラエルの人々のうちに彼らがもっている所有だからである。

レビ25:34 ただし、彼らの町々の周囲の放牧地は売ってはならない。それは彼らの永久の所有だからである。

レビ25:35 あなたの兄弟が落ちぶれ、暮らして行けない時は、彼を助け、寄留者または旅びとのようにして、あなたと共に生きながらえさせなければならない。

レビ25:36 彼から利子も利息も取ってはならない。あなたの神を恐れ、あなたの兄弟をあなたと共に生きながらえさせなければならない。

レビ25:37 あなたは利子を取って彼に金を貸しはならない。また利益をえるために食物を貸してはならない。

レビ25:38 わたしはあなたがたの神、主であって、カナンをあなたがたに与え、かつあなたがたの神となるためにあなたがたをエジプトの国から導き出した者である。

レビ25:39 あなたの兄弟が落ちぶれて、あなたに身を売るときは、奴隷のように働かせてはならない。

レビ25:40 彼を雇人のように、また旅びとのようにしてあなたの所におらせ、ヨベルの年まであなたの所で務めさせなさい。

レビ25:41 その時には、彼は子供たちと共にあなたの所から出て、その1族のもとに帰り、先祖の所有の地にのどるであろう。

レビ25:42 彼らはエジプトの国から導き出したわたしのしもべであるから、身を売って奴隷となってはならない。

レビ25:43 あなたは彼をきびしく使ってはならない。あなたの神を恐れなければならない。

レビ25:44 あなたがもつ奴隷は男女ともにあなたの周囲の異邦人のうちから買わなければならない。すなわち、彼らのうちから男女を買うべきである。

レビ25:45 また、あなたがたのうちに宿っている旅びとの子供のうちから買うことができる。また彼らのうちあなたがたの国で生れて、あなたがたと共にいる人々の家族からも買うことができる。そして彼らはあなたがたの所有となるであろう。

レビ25:46 あなたがたは彼らを獲て、あなたがたの後の子孫に所有として継がせることができる。すなわち、彼らは長くあなたがたの奴隷となるであろう。しかし、あなたがたの兄弟であるイスラエルの人々をあなたがたは互いにきびしく使ってはならない。

レビ25:47 あなたと共にいる寄留者または旅びとが富み、そのかたわらにいるあなたの兄弟が落ちぶれて、あなたと共にいるその寄留者、旅びと、または寄留者の1族のひとりに身を売った場合、

レビ25:48 身を売った後でも彼を買いもどすことができる。その兄弟のひとりが彼を買いもどさなければならない。

レビ25:49 あるいは、おじ、または、おじの子が彼を買いもどさなければならない。あるいは1族の近親の者が、彼を買いもどさなければならない。あるいは自分に富ができたならば、自分で買いもどさなければならない。

レビ25:50 その時、彼は自分の身を売った年からヨベルの年までを、その買い主と共に数え、その年数によって、身の代金を決めなければならない。その年数は雇われた年数として数えなければならない。

レビ25:51 なお残りの年が多い時は、その年数にしたがい、変わった金額に照して、あがないの金を払わなければならない。

レビ25:52 またヨベルの年増でに残りの年が少なければ、その人に共に計算し、その年数にしたがって、あがないの金を払わなければならない。

レビ25:53 彼は年々雇われる人のように扱われなければならない。あなたの目の前で彼をきびしく使わせてはならない。

レビ25:54 そし彼がこのようにしてあがなわれなければ、ヨベルの年に彼は子供と共に出て行くことができる。

レビ25:55 イスラエルの人々は、わたしのしもべだからである。彼らはわたしがエジプトの国から導き出したわたしのしもべである。わたしはあなたがたの神、主である。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ26: レビ記 第26章

レビ26:1 あなたがたは自分のために、偶像を造ってはならない。また刻んだ像も石の柱も立ててはならない。またあなたがたの地に石像を立て、それを拝んではならない。わたしはあなたがたの神、主だからである。

レビ26:2 あなたがたはわたしの安息日を守り、またわたしの聖女を敬わなければならない。わたしは主である。

レビ26:3 もしあなたがたがわたしの定めに従い、わたしの戒めを守って、これを行うならば、

レビ26:4 わたしはその季節季節に、雨をあなたがたに与えるであろう。地は産物を出し、畑の木々は実を結ぶであろう。

レビ26:5 あなたがたの麦打ち、ぶどうの取入れの時まで続き、ぶどうの取入れは、種まきの時まで続くであろう。あなたがたは飽きるほどパンを食べ、またあなたがたの地に安らかに住むであろう。

レビ26:6 わたしが国に平和を与えるから、あなたがたは安らかに寝ることができ、あなたがたを恐れさすものはないであろう。わたしはまた国のうちから悪い獣を絶やすであろう。つるぎがあなたがたの国を行き巡ることはないであろう。

レビ26:7 あなたがたは毛木を追うであろう。彼らは、あなたがたのつるぎに倒れるであろう。

レビ26:8 あなたがたの5人は100人は万人を追い、あなたがたの敵はつるぎに倒れるであろう。

レビ26:9 わたしはあなたがたを顧み、多くの子を獲させ、あなたがたを増し、あなたがたと結んだ契約を固めるであろう。

レビ26:10 あなたがたは古い穀物を食べている間に、また新しいものを獲て、その古いものを捨てるようになるであろう。

レビ26:11 わたしは幕屋をあなたがたのうちに建て、心にあなたがたを忌みきらわないであろう。

レビ26:12 わたしはあなたがたのうちに歩み、あなたがたの神となり、あなたがたはわたしの民となるであろう。

レビ26:13 わたしはあなたがたの神、主であって、あなたがたをエジプトの国から導き出して、奴隷の身分から解放した者である。わたしはあなたがたのくびきの横木を砕いて、まっすぐに立って歩けるようにしたのである。

レビ26:14 しかし、あなたがたがもしわたしに聞き従わず、またこのすべての戒めを守らず、

レビ26:15 わたしの定めを軽んじ、心にわたしのおきてを忌みきらって、わたしのすべての戒めを守らず、わたしの契約を破るならば、

レビ26:16 わたしはあなたがたにこのようにするであろう。すなわち、あなたがたに恐怖を臨ませ、肺病と熱病をもって、あなたがたの目を見えなくし、命をやせ衰えさせるであろう。あなたがたが種をまいてもむだである。敵がそれを食べるであろう。

レビ26:17 わたしは顔をあなたがたにむけて攻め、あなたがたは敵の前に撃ちひしがれるであろう。またあなたがたの憎む者があなたがたを治めるであろう。あなたがたは追う者もないのに逃げるであろう。

レビ26:18 それでもなお、あなたがたがわたしに聞き従わないならば、わたしはあなたがたの罪を7倍重く罰するであろう。

レビ26:19 わたしはあなたがたの誇りとする力を砕き、あなたがたの天を鉄のようにし、あなたがたの地を青銅のよ

うにするであろう。

レビ26:20 あなたがたの力は、むだに費やされるであろう。すなわち、地は産物をいささず、国のうちの木々は実を結ぶであろう。

レビ26:21 もしあなたがたがわたしに逆らって歩み、わたしに聞き従わないならば、わたしはあなたがたの罪に従って7倍の災をあなたがたに下すであろう。

レビ26:22 わたしはまた野獣をあなたがたのうちに送るであろう。それはあなたがたの子供を奪い、また家畜を滅ぼし、あなたがたの数を少なくするであろう。あなたがたの大路は荒れ果てるであろう。

レビ26:23 もしあなたがたがこれらの懲らしめを受けてもなお改めず、わたしに逆らって歩むならば、

レビ26:24 わたしもまたあなたがたに逆らって歩み、あなたがたの罪を7倍重く罰するであろう。

レビ26:25 わたしはあなたがたの上につるぎを臨ませ、違約の恨みを報いるであろう。あなたがたが町々に集まる時は、あなたがたのうちに疫病を送り、あなたがたは敵の手にわたされるであろう。

レビ26:26 わたしがあなたがたのつえとするパンを砕くとき、10人の女が1つのかまどでパンを焼き、それをはかりにかけてあなたがたに渡すであろう。あなたがたは食べても満たされないであろう。

レビ26:27 それでもなお、あなたがたがわたしに聞き従わず、わたしに逆らって歩むならば、

レビ26:28 わたしもあなたがたに逆らい、怒りをもって歩み、あなたがたの罪を7倍重く罰するであろう。

レビ26:29 あなたがたは自分のむすこの肉を食べ、また自分の娘の肉を食べるであろう。

レビ26:30 わたしはあなたがたの高き所をこぼち、香の祭壇を倒し、偶像の死体の上に、あなたがたの死体を投げ捨てて、わたしは心にあなたがたを忌みきらうであろう。

レビ26:31 わたしはまたあなたがたの町々を荒れ地とし、あなたがたの聖所を荒らすであろう。またわたしはあなたがたのささげる香ばしいかおりをかかないであろう。

レビ26:32 わたしがその地を荒らすゆえ、そこに住むあなたがたの敵はそれを見て驚くであろう。

レビ26:33 わたしはあなたがたを国々の間に散らし、つるぎを抜いて、あなたがたの後を追うであろう。あなたがたの地は荒れ果て、あなたがたの町々は荒れ地となるであろう。

レビ26:34 こうしてその地が荒れ果てて、あなたがたは敵の国にある間、地は安息を楽しむであろう。すなわち、その時、地は休みを得て、安息を楽しむであろう。

レビ26:35 それは荒れ果てている日の間、休むであろう。あなたがたがそこに住んでいる間、あなたがたの安息のときに休みを得なかったものである。

レビ26:36 またあなたがたのうちの残っている者の心に、敵の国でわたしは恐れをいだかせるであろう。彼らは木の葉の動く音にも驚いて逃げ、つるぎを避けて逃げる者のように逃げて、追う者もないのにころび倒れるであろう。

レビ26:37 彼らは追う者もないのに、つるぎをのがれる者のように折り重なって、つまずき倒れるであろう。あなたがたは敵の前に立つことができないであろう。

レビ26:38 あなたがたは国々のうちにあつて滅びうせ、あなたがたの敵の地はあなたがたをのみつくすであろう。

レビ26:39 あなたがたのうちの残している者は、あなたがたの敵の地で自分の罪のゆえにやせ衰え、また先祖たちの罪のゆえに彼らと同じようにやせ衰えるであろう。

レビ26:40 しかし、彼らももし自分の罪と、先祖の罪、すなわち、わたしに反逆し、またわたしに逆らって歩んだことを告白するならば、

レビ26:41 たといわしらが彼らに逆らって歩み、彼らを敵の国に引いて行っても、もし彼らの無割礼の心を砕かれ、あまんじて罪の罰を受けるならば、

レビ26:42 そのときわたしはヤコブと結んだ契約を思い起し、またイサクと結んだ契約およびアブラハムと結んだ契約を思い起し、またその地を思い起こすであろう。

レビ26:43 しかし、彼らが地を離れて荒れ果てている間、地はその安息を楽しむであろう。彼らはまた、あまんじて罪の罰を受けるであろう。彼らがわたしのおきてを軽んじ、心にわたしの定めを忌みきらったからである。

レビ26:44 それにもかかわらず、なおわたしは彼らが敵の国におるとき、彼らを捨てず、また忌みきらわず、彼らを滅びし尽さず、彼らと結んだわたしの契約を破ることをしないでであろう。わたしは彼らの神、主だからである。

レビ26:45 わたしは彼らの先祖たちと結んだ契約を彼らのために思い起こすであろう。彼らはわたしがその神となるために国々の人の目の前で、エジプトの地から導き出した者である。わたしは主である”。

レビ26:46 これらは主が、シナイ山で、自分とイスラエルの人々との間に、モーセに依って立てられた定めと、おきてと、律法である。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ27: レビ記 第27章

レビ27:1 主はモーセに言われた、

レビ27:2 "イスラエルの人々に言いなさい、'人があなたの値積りに従って主に身をささげる誓願をする時は、

レビ27:3 あなたの値積りは、20歳から60歳までの男には、その値積りを聖所のシケルに従って銀50シケルとし、

レビ27:4 女には、その値積りは30シケルとしなければならない。

レビ27:5 また5歳から20歳までは、男はその値積りを20シケルとし、女には10シケルとしなければならない。

レビ27:6 1か月から5歳までは、男にはその値積りを銀5シケルとし、女にはその値積りを銀3シケルとしなければならない。

レビ27:7 また60歳以上は、男にはその値積りを15シケルとし、女には10シケルとしなければならない。

レビ27:8 もしその人が貧しくて、あなたの値積りに応じることができないならば、祭司の前に立ち、祭司の値積りを受けなければならない。祭司はその誓願者の力に従って値積らなければならない。

レビ27:9 主に供え物とすることができる家畜で、人が主にささげるものはすべて聖なる物となる。

レビ27:10 ほかのものをそれに代用してはならない。良い物を悪い物に、悪い物を良い物に取り換えてはならない。もし家畜と家畜とを取り換えるならば、その物も、それと取り換えた物も共に聖なる物となるであろう。

レビ27:11 もしそれが汚れた家畜で、主に供え物としてささげられないものであるならば、その人はその家畜を祭司の前に引いてこなければならぬ。

レビ27:12 祭司はその良い悪いに従って、それを値積らなければならない。それは祭司が値積るとおりになるであろう。

レビ27:13 もしその人が、それをあがなおうとするならば、その値積りにその5分の1を加えなければならない。

レビ27:14 もし人が自分の家を主に聖なる物としてささげるときは、祭司はその良い悪いに従って、それを値積らなければならない。それは祭司が値積ったとおりになるであろう。

レビ27:15 もしその家をささげる人が、それをあがなおうとするならば、その値積りの金に、その5分の1を加えなければならない。そうすれば、それは彼のものとなるであろう。

レビ27:16 もし人が相続した畑の1部を主にささげるときは、あなたがたはそこにまく種の多少に応じて、値積らなければならない。すなわち、大麦1ホメルの種を銀50シケルに値積らなければならない。

レビ27:17 もしその畑をヨベルの年からささげるのであれば、その価はあなたの値積りのとおりになるであろう。

レビ27:18 もしその畑をヨベルの年の後にささげるのであれば、祭司はヨベルの年までに残っている年に従ってその金を数え、それをあなたの値積りからさし引かなければならない。

レビ27:19 もしまた、その畑をささげる人が、それをあがなおうとするならば、あなたの値積りの金にその5分の1を加えなければならない。そうすれば、それは彼のものと決まるであろう。

レビ27:20 しかし、もしその畑をあがなわず、またそれを他の人に売るならば、それはもはやあがなうことができないであろう。

レビ27:21 その畑は、ヨベルの年になって期限が切れるならば、奉納の畑と同じく、主の聖なる物となり、祭司の所有となるであろう。

レビ27:22 もしまた相続した畑の1部でなく、買った畑を主にささげる時は、

レビ27:23 祭司は値積りしてヨベルの年までの金を数えなければならない。その人はその値積りの金をその日に主なささげて、聖なる物としなければならない。

レビ27:24 ヨベルの年にその畑は売り主であるその地の相続者に返るであろう。

レビ27:25 すべてあなたの値積りは聖所のシケルによってしなければならない。20ゲラを1シケルとする。

レビ27:26 しかし、家畜のういごととしてすでに主のものだから、だれもこれをささげてはならない。牛でも羊でも、それは主のものである。

レビ27:27 もし汚れた家畜であるならば、あなたの値積りにその5分の1を加えて、その人はこれをあがなわなければならない。もしあがなわないならば、それを値積りに従って売らなければならない。

レビ27:28 ただし、人が自分の持っているもののうちから奉納物として主にささげたものは、人であっても、家畜であっても、また相続の畑であっても、いっさいこれを売ってはならない。またあがなってはならない。奉納物はすべて主に属するいと聖なる物である。

レビ27:29 またすべて人のうちから奉納物としてささげられた人は、あがなってはならない。彼は必ず殺されなければならない。

レビ27:30 千野10分の1は地の産物であれ、木の実であれ、すべて主のものであって、主の聖なる物である。

レビ27:31 もし人がその10分の1をあがなおうとする時は、それにその5分の1を加えなければならない。

レビ²⁷:32 牛または羊の10分の1については、すべて牧者のつえのしたを10番目に通ものは、主に聖なる物である。

レビ²⁷:33 その良い悪いを問うてはならない。またそれを取り換えしてはならない。もし取り換えたならば、それと、その取り換えたものとは、共に聖なる物となるであろう。それをあがなうことはできない”。

レビ²⁷:34 これらは主が、シナイ山で、イスラエルの人々のために、モーセに命じられた戒めである。

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***:

レビ***: